ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 8 AUGUST

農業への長期的視点

●農地集積が土地改良区に与える影響に関する考察

●日本農政思想の系譜

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

米需要の今後と土地改良区

周知のとおり、食用米の国内消費量は1963年度をピークに減少が続いており[注]、水田は4割が余っている。一人当たり消費量の縮小に加えて、今後は超長期にわたる人口の減少が予想されている。国立社会保障・人口問題研究所の予測（2017年）によれば、日本の総人口は15年対比で50年後には3割減少し、100年後（参考推計）には6割減少する。仮にこの予測のとおりとなれば、余剰水田の割合はそれぞれ6割弱、そして4分の3へと拡大するであろう。人口予測は経済予測などと比べて信頼性が高いとされている。今後、少子化対策や移民政策などである程度の緩和は可能だとしても、大幅な人口減少を覚悟しておく必要があるだろう。何らかの理由で一人当たり消費量が拡大に転じるか、他用途利用米がかなりのペースで拡大し続けない限り、水稲の作付けは大幅に減ることになる。単収の向上を考慮すれば必要な水田はさらに少なくなる。

水稲の作付けが大きく減少するなら日本全体としては水利施設の見直しが必要となり、地域ごとに稼働率の大きな低下を来たさない形で縮小を進めることも検討が求められよう。国の事業を利用していれば農家の意向だけでは済まない面もあるが、農業者の作付品目を左右する重要な選択であり、現在の財務状況と今後の長期的な見通しを踏まえたうえで、土地改良区における地域単位の意思決定が必要となる。18年の土地改良法改正によって22年度以降は土地改良区に貸借対照表の作成が義務付けられ、複式簿記が導入されることは、その第一歩になると期待される。

本号の亀岡論文はこれとは別の観点から土地改良区を取り上げているが、大きな構造変化への対応が求められるという点では共通している。すなわち農業経営規模の拡大とともに耕作者である土地改良区の組合員が減少しており、制度の原則から離れて耕作者でない土地所有者の関与が必要を増している。耕作者と土地所有者の分離が進むなかで、両者が協調して地域の農地を管理することが重要であり、研究者も担い手論だけでなく、土地所有者の地位と機能にももっと目を向ける必要があるとしている。

本号のほかの2論文は、より明示的に長期的な時間軸を含む枠組みを設定している。清水論文は近世以降の農政思想をたどっている。江戸期の農業技術や身分制、倹約から、明治期の勧農政策と農学導入、そしてその後の農政学や農業経済論への展開、小農保護論争、資本主義と農業、農本主義などを概観したうえで、各時代の課題に取り組んだ先達に学ぶべきだという。

若林論文はアジアの鶏卵需給への第一次接近である。東アジアと東南アジアを中心に殻付鶏卵の需給と貿易の基本的データについて1961年以降の変化を整理している。生産・消費の拡大と食料としての重要性にもかかわらず、この分野の文献は乏しいという。鶏卵の国際貿易は限られているが、EUでは域内貿易が少なくないことから、今後ほかの地域でも拡大する可能性を示唆している。

（注）一人当たり米消費量は1920年代前半がピークであったとの指摘もある（谷口信和（2019）「弔辞　農政学の泰斗　梶井功先生＝昭和生まれの巨星墜つ」、『農業協同組合新聞電子版』7月5日付）。

（（株）農林中金総合研究所 基礎研究部長　平澤明彦・ひらさわ あきひこ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第72巻　第8号〈通巻882号〉　目　次

今月のテーマ

農業への長期的視点

今月の窓

米需要の今後と土地改良区
（株）農林中金総合研究所 基礎研究部長　平澤明彦

農地集積が土地改良区に与える影響に関する考察
亀岡鉱平 ―― 2

日本農政思想の系譜
清水徹朗 ―― 22

外国事情

東・東南アジアを中心とした鶏卵需給
若林剛志 ―― 36

談話室

農業人材の確保・育成とJAの役割
中央大学経済学部 准教授　江川　章 ―― 20

本棚

藤田研二郎　著
『環境ガバナンスとNGOの社会学
――生物多様性政策におけるパートナーシップの展開――』
龍谷大学社会学部 准教授　坂本清彦 ―― 48

統計資料 ―― 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農地集積が土地改良区に与える影響に関する考察

研究員　亀岡鉱平

〔要　　旨〕

農地集積が土地改良区に与える影響に関しては、組合員の等質性の低下に伴う合意形成の困難化等の問題が広く指摘されており、議論が活発化しつつある。一方で、農地集積は、組合員＝耕作者とする土地改良法上の耕作者主義が原則どおりに貫徹している土地改良区に対して、組合員の絶対数の減少という仕方でも変化をもたらす。組合員数の減少は、土地改良区の運営・存続それ自体にかかわる問題であり、その意味で土地改良を巡る諸問題を規定する問題と言える。これは、土地改良法上の耕作者主義にかかわる問題でもある。

本稿では、第一に、土地改良法上の耕作者主義を巡る法状況を確認した。特に、耕作者主義の建前と農林水産省が提示した運用方針の間に齟齬（そご）がある点を端緒とし、農地政策上の要請の結果発生した耕作者と所有者の不一致が、土地改良区の組織基盤にかかる問題の法制度上の基礎となっていることを指摘した。第二に、営農・利水に関連する具体的な課題群につき、主に農業農村工学分野における先行研究を素材に整理を行った。第三に、農地集積の結果、土地改良区の組織維持が問題になった事例を取り上げ、理論的に想定される問題は既に現実において生じていることを確認した。第四に、ここまでの論述を踏まえ、土地改良区を通じて耕作者に着目することは、裏を返せば農地所有者の地位・機能に目を向けることと同義であることを指摘し、担い手論に傾斜しがちな近時の論調を相対化する端緒となると論じた。

目　次

はじめに
（1）　課題の所在
（2）　方法
1　土地改良法上の耕作者主義を巡る法状況
（1）　土地改良法上の耕作者主義と組合員制度
（2）　貸借地における組合員資格の適用状況
（3）　利用権と土地改良法
2　農地集積が土地改良区に与える影響に関する研究・議論動向
（1）　農業農村工学分野の研究動向
（2）　政策論の動向
3　事例の検討
――土地改良区組合員資格への対処（岩手県夏川沿岸土地改良区）――
（1）　夏川改良区の概要
（2）　改良区を中心とした農地集積の進展
（3）　組合員資格問題への対処
（4）　内在する論点
おわりに
――耕作者主義の現代的再定位への視点――

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

(1) 課題の所在

本稿は、農地集積が農業団体の一つである土地改良区に与える影響について検討を試みるものである。土地改良区とは、例えば「一定の地域について土地改良事業を行うことを目的とし、地域内の土地の所有者または小作人その他使用収益権者を構成員として、土地改良法に基づいて設立される法人[(注1)]」等と説明されるように、土地改良施設の建設・管理、区画整理、交換分合等を内容とする土地改良事業の実施主体となる団体である。

後に詳しく触れるように、農地集積に伴い、幹線における水管理主体である土地改良区が被る影響ないし変化については、農業農村工学系の分野において、課題把握、分析あるいは提言に至るまで、活発な議論がなされている。議論の中心は、土地改良区と水利組合の関係性、あるいは土地改良区と組合員の関係を巡る状況変化に関するものである。これらは現在の土地改良区の活動を巡る現象の一端に向けられた対応の営為と言えるだろう。

他方で、現象には照応する本質が付随する。農地集積は、水管理を巡る現実の諸問題とともに、組合員＝耕作者とする土地改良法上の耕作者主義（土地改良法第３条）が原則どおりに貫徹している土地改良区に対して、組合員の絶対数の減少という仕方でも変化をもたらす。組合員数の減少は、土地改良区の運営・存続そのものにかかわる問題であり、その意味で土地改良区の活動のあり方に関する問題群を規定するより本質的な問題と言える。さらに、耕作者主義という実定法上の原則の現代的妥当性を問うという点では、農地集積に伴う組合員減少は、土地改良法に基づく法人組織体である土地改良区にとって、やはり基底的な問題であると言える。土地改良事業が農地集積にとって前提ないし手段という関係にあることからもわかるように[(注2)]、伝統的に両者は一体的関係にあることから、逆に農地集積の側から、事業の主体である土地改良区について議論するのは方法として妥当であると考えられる。

（注１）「土地改良区」農村開発企画委員会・農業工学研究所集落整備計画研究室編（2001）290頁（小池聡執筆箇所）。

（注２）中間管理事業との関係では、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに都道府県が実施することができる農地中間管理機構関連農地整備事業が用意されている。また、周知のとおり、農地中間管理事業以前から、ほ場整備事業の実施地区において農地保有合理化事業を実施することで、農地集積を図る運用がなされてきた。安藤（2014）参照。

(2) 方法

以上のように、農地集積との関係から土地改良区の課題を洗うことが本稿の課題となる。

論旨の展開としては、第一に、土地改良法上の耕作者主義を巡る法状況を確認する。特に、耕作者主義の建前と農林水産省が提示した運用方針の間に齟齬がある点を端緒とし、農地政策上の要請の結果発生した耕

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

作者と所有者の不一致が、土地改良区の組織基盤にかかる問題の法制度上の基礎となっていることを指摘する。この論点は、農地法制と土地改良法の関係という点で、農業法の体系理解にかかわる問題である。

第二に、営農・利水に関連する具体的な現実における課題群につき、主に農業農村工学分野における先行研究を素材に整理を行う。この作業を通じて、水管理に関する既報の課題を規定するものとして、組合員（耕作者）の減少という土地改良区の組織基盤の問題があることを確認する。

第三に、実際に農地集積の結果、土地改良区の組織としての維持が問題になった事例として、夏川沿岸土地改良区（岩手県）の事例を取り上げ、レアケースではあるが、理論的に想定される問題は既に現実において生じていることを確認する。

第四に、ここまでの論述を踏まえ、土地改良区に着目することの理論的意義について確認する。特に、担い手論にのみ傾斜しがちな近時の論調のなかで、土地改良区の組織問題を、農地所有者の地位・機能への注目を促すものと捉え、農地所有論としての把握を試みる。

以上のような課題・方法の都合から、農地の権利移動は専ら賃貸借によるものを扱い、基本的に、所有者ではなく耕作者が主な組合員となっている土地改良区を議論の対象として想定する。

1　土地改良法上の耕作者主義を巡る法状況

本節では、課題理解の基礎として、土地法学における成果を手掛かりとしながら、土地改良区のメンバーシップの考え方の基礎となる土地改良法上の耕作者主義を巡る法状況を確認する。

(1)　土地改良法上の耕作者主義と組合員制度

土地改良区の設立に当たっては、①土地改良事業参加有資格者15人以上が申請人となって、事業を行う「一定の地域」を定め、②定款作成の基本事項、土地改良事業計画及び定款作成に当たるべきものの選任方法等を公告し、③事業参加有資格者の３分の２以上の同意を得ること、等が必要とされている（土地改良法第５条）。この有資格者が土地改良区の組合員となるが、３条資格者とも呼ばれ、原則的には自作者又は耕作者（「その農用地につき当該権原〔所有権以外の権原：筆者注〕に基づき耕作又は養畜の業務を営む者」）が資格者となるとされている（第３条１項２号）。このように、耕作者を事業参加資格者＝土地改良区組合員とするという耕作者主義は、地主主導からの脱却を図った一連の戦後改革への対応の表れでもあった。(注3)

土地改良法は同時に、「農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

当であつて農業委員会がこれを承認した場合」は、耕作者ではなく所有者が組合員となることを例外として認めている（第３条１項２号）。しかし、1949年の法制定後しばらくは、残存小作地を除き自作者と耕作者がほぼ一致を見ていたため、耕作者と所有者が分離ないし交錯することに伴う問題は現実には生じることはなかった。

なお、耕作者と所有者のいずれが組合員となるかの違いに関しては、一般論として次のように言われている。(注4) 耕作者を組合員とする土地改良区は、用水路を管理し水代として賦課金を徴収している土地改良区に多く見られる。組合員の異動が発生しやすいが、受益者自身が負担するため、未収金は少ないとされる。一方、所有者を組合員とする土地改良区は、区画整理後に設立された土地改良区に多く見られる。組合員の増減や異動は生じにくいが、不在地主、相続未登記農地(注5)の発生に伴って、未収金が生じやすいとされる。

（注３） 戦後改革における土地改良法の位置づけないし評価につき、利谷（1975、1978）参照。

（注４） 熊本県土地改良事業団体連合会（2015）２頁参照。

（注５） 所有者不明土地問題と土地改良事業の関係について扱うものとして、安藤（2019）参照。

(2) 貸借地における組合員資格の適用状況

ところで、法の形式面とは別に、実際には貸借地について耕作者と所有者どちらが組合員となっている場合が多いのであろうか。第１図によると、貸借地における土地改良区の組合員の構成としては、2017年時点で、耕作者が45.6％、所有者が54.4％となっている（筆数）。どちらが組合員となるかは地域差が大きく、北海道、東北、北陸、沖縄は耕作者の割合が高く、その他の地域では所有者の割合が高い。また、図を離れるが、次第に耕作者を組合員とする場合の割合が高くなっている模様である。所有者を組合員とする理由としては、①土地改良区にとって、特別賦課金（建設事業費の農家負担分）や経常賦課金（維持管理費等の農家負担分）を徴収しやすい相手は所有者であること、②地域において、事業参加資格者には所有者がなるものという意識が定着していること、③区画整理は実態上は所有者の了解なしには現実的には進められないこと、といった点が指摘されている。(注6)

第１図　貸借地における組合員資格の適用状況
（2017年1月時点）

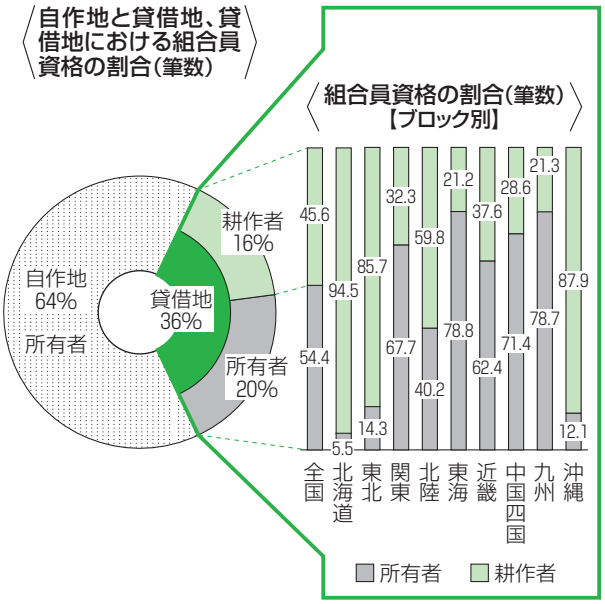

出典　農林水産省農村振興局「土地改良法の改正について」（18年）3頁

（注）17年1月に4,591の土地改良区を対象に実施された調査において、回答のあったもの（回答数1,454）の集計結果を取りまとめたもの。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

土地改良区の組合員制度運用の実態においては地域差が大きく、また全国としては、原則にのっとった耕作者の場合と例外である所有者の場合の割合は大差ない。このような法の適用状況のなかで、所有者から耕作者への組合員の資格交代を円滑に進めるための手続きの簡素化（第３条２項）に見られるように、近時の土地改良法改正は耕作者への傾斜を強めていることから、法原則どおり耕作者が主たる組合員となっている土地改良区に注目することには妥当性があると考えられる。

（注６）土地改良制度研究会（2006）10頁参照。

(3)　利用権と土地改良法

土地改良法制定後、農地集積が農地政策の課題となっていくなかで、法原則と現実の矛盾が小さかった状況に変化が生じることになる。

特に重要な画期となったのが、利用権の登場であった。農振法改正（1975年）による農用地利用増進事業の一環として導入され、その後農用地利用増進法（80年）に基づくものとされた利用権は、農地法の規制（権利移動統制、小作地所有制限、賃貸借の法定更新）の除外となり、期間満了によって離作料なし[注7]での返還が保証される耕作権として設計され[注8]、賃貸借による農地流動化を促進するものとして定着していった。これまで70年農地法改正のような重大な法改正を経過しつつも、基本的に進展を見なかったと評価される農地法による流動化とは異なった、農地法のバイパスと称される流動化の回路が形成されるに至った。

利用権という法的手法は、むら的農地管理の法制化であり、近代法的価値準則に依拠するのとは異なり、現実の社会規範を実定法化したものであるとして、その法理論上の意義を認める評価が法社会学の立場からなされている[注9]が、土地改良法の耕作者主義にとっては法原則の修正をもたらすものとなった。

利用権による農地流動化は、耕作者と所有者の不一致を一般化させる。これは、一義的には農業改良投資に伴い生じる有益費償還への対応を求めるものとなった。農地賃貸借を巡る法環境の変化に合わせて、小作料の適正化等とともに、有益費償還秩序の形成（実務的な運用基準の策定）が必要だと考えられたためである[注10]。

しかし、農林水産省通知は、「利用権の存続期間等が形式上は短期になると考えられることにかんがみ、一般的には土地所有者が土地改良事業の参加資格者となることが、土地改良事業の円滑な推進上からも、利用権設定等促進事業の推進の上からも実際的であると考えられる」として、利用権設定がなされた農地に関しては、土地改良法第３条に基づく事業参加資格者は利用権者（耕作者）ではなく、所有者とする方針を示した[注11]。農用地利用増進法の解説書が述べるように、この法原則とは異なった内容の運用方針は、土地改良事業の効果の長期性等に対応するためには、権利者としての地位が安定している土地所有者のほうが事業参加者として適当であるとの判断に基づくも

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のであった。土地改良事業の性質として、①土地改良事業の効果の長期性、②改良事業後の管理事業との関連性、③投資経費償還の長期性といった点があり、土地所有者が土地改良事業の参加資格者となるほうが事業の円滑な実施にとっても利用権設定等促進事業の推進にとっても実際的だと考えられたということである。(注12) 安定性という説明そのものは、現実論として十分に理解し得るものである。当時の学識経験者からなる研究会も、運用実態にかかる現地調査を通じて、所有者参加で事業が進められており、耕作者と所有者の対立関係は生じていないことを確認している。(注13)

しかし、本質的に問題なのは、所有者を事業参加資格者＝組合員とするというのは、理論的に当然のことか、という点であると考えられる。(注14) このような方針とならざるを得なかったのは、流動化の推進を念頭に利用権を利用権者（賃借人）にとって弱い耕作権として構成したことによる。既述のとおり、利用権は離作料なしでの農地返還が法律上認められた権利であり、その他の賃借人保護的な農地法上の規制の適用除外となることが流動化推進の装置となる理由でもあったが、これは同時に、利用権は賃借人保護が相対的に弱い権利だということを意味してもいる。

弱い耕作権に基づく農地流動化、それに照応した形での所有者を主体とした改良費負担という対応は、我が国の農政展開を反映した特殊なものである。理念的・理論的には、近代的土地所有権論が示すように、用益権の確立（耕作権の強化）に基づいて借地経営が成立し、強い耕作権を有するそのような借地経営が農業経営を主宰し、改良投資も当然に自ら負担することが想定されるはずである。(注15) 弱い耕作権を用いて経営規模の大きい経営体の伸長を企図するという状況は、このような近代的土地所有権テーゼには合致しないものである。一方、耕作権としての弱さという法構成の形式面とは裏腹に、利用権の現実における安定性を担保すると期待された「むら的農地管理」は、農地利用の集団化・社会化の展望を伴うことで、固有の農業経営論の契機となり得る。(注16) しかし、土地改良法との関係では、法的外形として借地期間の長期性を帯びない以上、所有者を事業参加者とすることのほうが現実的なものとなり、その結果「土地所有が資本の動きを圧迫する」ような「近代的ではない」(注17) 状況がもたらされ、土地改良法の内部において耕作者と所有者の分離を理論的に内包するに至った。「1970年農地法改正、農用地利用増進事業制度の創設（1975年）以降の展開は、所有権優位の農地賃貸借へと変容させる過程であったといってよい」(注18) と評されるゆえんである。このような耕作者と所有者の分離という土地改良法の制度原理的な問題は、農地流動化を仕組む農地制度とのかかわりにおいて成立した問題であるという点において、農業法の体系理解にかかわる問題でもある。

そして、耕作者と所有者の分離・分断は、土地改良法上は、耕作者主義の形式的存置と運用における改変という二重編成の形で

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

表現された。このことは、流動化が進めば進むほど、土地改良区は耕作者の団体なのか所有者の団体なのか不安定に揺らぐということを意味している。建前としては耕作者の団体ということになるが、先述のとおり、費用負担者としての安定性等を理由として所有者の団体となっていることも多いのが実態である。土地改良法上は、組合員制度上、耕作者、所有者いずれを選択することも可能になっているが、現実においては、土地改良区という組織は耕作者と所有者の質的断絶とともに生じる両者の利害の差をどのように扱うべきかという問題に直面することになる。所有と利用の分離から生ずる問題、すなわち農地流動化と土地改良投資双方の停滞は近時改めて指摘されていることであるが(注19)、土地改良事業にかかる農業財政面の課題等と並んで、組織としての土地改良区の問題が独立した問題として成立する基礎がここに存在する。

(注7) 利用権以前の農地法の下では、離作料のなかに有益費が埋没したために、有益費は固有のものとして成立しなかったとされる。島本（2001）142頁参照。

(注8) 利用権が農地法の適用除外となる理由は、権利者の集団的自主的合意については農地法の画一的な規制になじむものではないためと説明される。関谷（2002）246頁参照。関谷（1981）によると、請負耕作等の実態が見られるなかで、農地流動化のために、短期の農地賃貸借をどのような論理でもって合法化するかという問題が立法に際して意識されていたことがわかる。

(注9) 楜澤（2016）参照。同書は、立法者とは異なり、利用権につき農地流動化促進の手段としての社会工学的側面を評価しているのではなく、理念的には公行政も個人の私的利害も超えて、農地の集団的自主管理それ自体を自己目的とする権利であったという点に規範的価値を見いだすものである点に注意されたい。

(注10) 75年以後、有益費問題に関する小研究会、土地改良制度研究会、有益費算定方式研究会等の研究会が継続的に設置され、議論が行われた。農地制度資料編さん委員会（1995、1998）等参照。利用権が登場した当初における土地改良関係の論点は、専ら有益費に関するものであったことがわかる。農地行政における今日までの有益費問題への対応の経過については、島本（2014）参照。

(注11) 農林水産事務次官依命通知「農用地利用増進法の施行について」55構改Ｂ1308（80年）。現行の通知は、農林水産省経営局長通知「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」24経営564（12年）。

(注12) 農業振興地域調査会編（1982）112頁参照。なお、借地農（個人）が公庫資金を利用して土地改良を実施した稀有な例につき、堀口（1990）参照。

(注13) 土地改良制度研究会（1981）。農地制度資料編さん委員会（1998）495頁以下所収のものを参照した。

(注14) 論点の抽出に当たっては、堀口（1992）を参照した。

(注15) 労働の所産ではない土地につき、土地所有権の優越は資本の活動を阻害し、土地所有権と耕作権の間には対抗関係が生じることになることから、土地所有権よりも耕作権が強力であるほうが近代的である、と捉える議論のこと。水本（1966）等参照。この議論はイギリスやフランスにおける土地法制の歴史研究としてスタートしたものであり、単線的な一般理論化を志向するものから、次第に国ごとの法発展の多様性を意識した研究へと展開していった。例えば、近代的土地所有権論史をまとめる森田（1997）122頁が指摘するように、有益費償還請求権の法律構成として、物権的構成も債権的構成もいずれも積極的根拠があるものではないとの議論が水本（1966）後展開している。本稿で取り上げたのは、耕作権保護を巡る議論の典型的なイメージの一つにすぎないことをここで断っておく。なお現代のイギリス農地経営借地法におけるテナントライト補償に関する研究として、久米（2013）参照。

(注16) むら的農地管理を農法変革に関連づけて理解するものとして、楜澤（2011）247頁以下参照。

(注17) 水本（1973）27頁。賃借権の強弱を測るメルクマールとしては、①第三者対抗力、②存続期間、③賃借物の譲渡または転貸が挙げられることが一般的である（同32頁以下参照）。

(注18) 島本（2001）130頁。

(注19) 野々村（2017）参照。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

2　農地集積が土地改良区に与える影響に関する研究・議論動向

農地集積が与える土地改良区への影響として、どのような事象が現に観察されるのか、また今後予想されるのか。この論点については、近時、農業農村工学において議論が活発化している。そこで本節では、農業農村工学系の雑誌論文を中心に、既往研究の整理の形で、これまでに指摘されている論点を整理する。(注20) また政策論もしばしば展開されているところであり、その議論動向についても併せて整理を行う。

(注20) 必要に応じて、『農業法研究』各号に掲載されている「学界動向」のうち、水利・土地改良を扱う箇所を参照・引用した。なお、農業経済学における土地改良研究は、投資効果に関する研究が伝統的に多い。

(1)　農業農村工学分野の研究動向

鬼丸ほか（2018）は、この論点を最も直接的かつ総合的に扱う。同論文は、方法として、農業・農村において変化が見込まれる要素を複数挙げ、それらに対応する形で水管理主体が被る変化を列挙する。農地集積との関連が強いものを中心に、その内容を整序したものが第１表である。その内容を総覧すると、相互に重複する事象も見られるが、土地改良区に関するものとしては、土地改良区内部での合意形成に関するものが多い。土地改良区内部での合意形成は、すなわち組織運営にかかわるものであるため、農地集積が組合のあり方に直接影響を及ぼすものであることがわかる。

鬼丸ほか（2018）によって整理された諸問題については、個々にも論じられている。荘林・竹田（2017）は、個別経営体と土地改良区の関係性の変化に着目する。大規模

第1表　農業・農村の変化と水管理主体の変化の照応関係

変化の要因とそれに対応した変化の具体的内容	備考
(1)大規模経営体と小規模農家の二極分化の進行	
・土地改良区内での意思決定における不平等感の増加	*大規模経営体・小規模農家双方の意思反映の問題
(2)大規模経営体の増加に伴う変化	
・土地改良区内での意思決定における不平等感の増加	*大規模経営体の意思反映の問題
・土地改良区内での合意形成の困難化	*等質性の低下による
(3)土地持ち非農家の増加に伴う変化	
・不在村の土地持ち非農家かつ土地改良区組合員の増加	
・土地改良事業の同意徴集の困難化	*農業への関心の低さ、借地料の低迷により、参加インセンティブが低下するため
・費用負担者の不明確化	*土地持ち非農家の増加＋非組合員耕作者の増加という二つの方向から
(4)土地持ち非農家の貸付耕地の増加に伴う変化	
・土地改良区組合員ではない水利用者の増加	*土地持ち非農家が組合員の場合、その土地の耕作者は組合員になれない
・連絡調整が困難な水利用者の増加	*上記の変化に伴うもの
・短期の利用権を設定した農地での水利用者の増加	*利用権の場合、土地改良事業の参加は耕作者ではなく所有者とするとの行政指導がなされている

資料　鬼丸ほか(2018)に基づき筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

経営体への農地集積による水管理への具体的影響・変化として、①大規模経営体の経営戦略としての品種多様化等による用水需要のピーク緩和、②用水利用者数の減少に伴う土地改良区と経営体間の直接的調整の発生、③分水工単位での単一経営体への農地集積による従量課金制への移行、といった現象の発生を予想する。

東日本大震災は、結果として、土地利用型農業に対して農地集積という形での復興を要請した。郷古ほか（2017）は、被災地における土地改良区の調整活動について論じるものであり、宮城県の土地改良区を取り上げ、復興農地整備が土地改良区に課した業務負担の状況等を詳報しつつ、被災によって農地集積が急速に進展したゆえに、今後水路等の共同管理作業が集落から土地改良区に移転されるといった動きが強まると予想されることから、ICT技術の活用等の省力化に向けた対応が急がれると説く。このように、荘林・竹田（2017）や郷古ほか（2017）は、土地改良区―水利組合―個別経営という関係性の変化を示唆している。

また、農地集積だけではなく、その裏腹で生じることになる土地持ち非農家の増加がもたらす影響についても見ておく必要がある。鬼丸（2018）は、現在は耕作者としては短期借地契約による者が、所有者としては土地持ち非農家が増加しており、その結果、意思決定や経費負担の面で土地改良区の運営に支障が生じているとし、水利施設の維持管理の困難さは今後さらに深まると見通す。

末端の水利組合の変質に連動した土地改良区の対応として、例えば西原（2017）は、集落内における農業従事者の消失といった土地改良区の下部組織の弱体化が見られるなかで、水管理を互酬的関係から報酬を伴う契約関係に基づくものへと転換させるなどの組織改革に取り組む土地改良区の事例を紹介する。

所有者を組合員とする土地改良区を念頭に置いたものだが、組合員制度のあり方論を展開する議論も見られる。丹治ほか（2014）は、農業構造の変化に伴う耕作者と所有者のずれによる合意形成の困難化につき、「代表条件」（事業実施時に少数の反対者を説得できる代表性）のあり方という観点から、ほ場整備事業の申請条件の見直しを提起する。同論文は、現行の土地改良法は耕作者３分の２以上の合意を事業申請の条件とするが、この３分の２以上の耕作者が所有する農地面積は、愛知用水では20％程度にしかならないと指摘する。このように、耕作者≒自作農であった時期には生じることのなかったねじれは、財産権に対する制約を内在するほ場整備事業[(注21)]においては好ましくないことから、耕作者の３分の２以上の合意かつ所有面積の３分の２以上の合意となるように、代表条件のなかに面積に関する条件を加える必要があると説く。これは一人一票制の見直しを意味するものであり、旧耕地整理法の事業採択要件に外形上回帰するものである[(注22)]。

鬼丸（2019）は、この論点についてさらに検討を加えるものであり、大規模経営体

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と小規模経営体双方の意見を反映できるようバランスを取る意味で、「土地面積から議決権数への換算方法」と「小規模農家の意見反映方法」の二つを精緻化し、制度設計に反映させていく必要があると提起する。

水利施設の維持管理に関しては、農地集積による耕作者数の減少よりも広く、農業者自体の減少・高齢化あるいは混住化といった農村地域自体の地盤沈下を起点に語られることが多い。この水利施設の維持管理問題は、特定受益者賦課の問題、つまり非農業者の管理への参加と費用負担の正当化を巡る議論に至る。勝山・内村・樽屋（2012）はこの論点を直接に扱う論稿だが、特定受益者賦課の問題は単に水利施設の維持問題にとどまらず、土地改良区という組織体のメンバーシップの再編に至るものという意味で、組織体論に連なる議論として捉えることもできる。(注23)

このほかにも多くの論稿が見られるところだが、以上のように、農業農村工学の分野では、農地集積に伴う農業構造の変化は、幹線：土地改良区―支線：水利組合という関係性、あるいは土地改良区と組合員の関係性に対して変化と対応を迫るものであるとの認識が広がっている。そして取り上げた諸論稿が示唆するように、これらの水管理等の諸活動への従事体制の維持問題は、土地改良区という法人組織体のメンバーシップの見直しを迫ると同時に、土地改良区による組織的対応を課題解決に当たって求めている。つまり、農地集積は、土地改良区の組織基盤を弱める方向で作用するものである一方で、土地改良区の役割を維持し、場合によってはより強化することを要請するものであり、その対抗の結果として、組合員制度と耕作者主義の何らかの見直しにまで至るものだということである。

このことは同時に、土地改良区の運営に際しての内部民主主義の一層の確保を要請している。つまり、環境変化が見込まれるなかで水管理を持続していくために、土地改良区の組織基盤が必要であるとするなら、その組織運営は一層適切なものとならなければならないということである。先の指摘のように、組合員の同質性が低下し、さらに面積要件の追加までも提起されているなかで組合内の合意形成を図っていくためには、総代選挙や総代会運営の実質性がより重要になると考えられる。また、土地改良区は行政法学の言う公共組合の一種であり、加入強制を形式的特徴とする団体であることからも、他の団体以上にその内部民主主義が重視される必要があると言える。(注24)

(注21) 土地改良事業の申請は事業参加資格者の3分の2以上の同意によって行うことができる。土地改良事業は土地という財産の形質変化等を伴うものだが、残り3分の1の資格者は仮に不同意であっても事業に参加せざるを得ないとされていることから（当然加入〔第11条〕）、土地改良法は法形式上財産権制約的な内容を含んでいるということになる。

(注22) 1899年耕地整理法、1909年耕地整理法（＊1899年法の全部改正）とも、農地所有者を事業の申請主体とし、さらに総面積要件と総地価要件を課していた。なお、1914年の法改正で、地上権者、永小作権者、賃借権者または予約開墾者も土地所有者・賃貸人の同意を得たときは土地所有者とみなす、と改正された。

(注23) なお、特定受益者賦課の問題は、通常は水利施設維持のための財源問題として捉えられることが通常である。土地改良区における維持管

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

理費の財源問題全般については、石井（2004）等参照。

（注24） 安本（1980、2002）参照。

（2） 政策論の動向

以上までに述べたように、土地改良法上の耕作者主義を巡る揺らぎが土地改良区の組合員資格の問題を成立させ、この問題を基礎として生じる土地改良区自体の性質変化の上に、営農や利水に関する諸問題が成立しているという構図があることが了解できる。

水利施設等の土地改良区関連の農業インフラの維持問題につき、政策論として処方箋を提示する議論として、東京財団（2013）[注25]が注目される。東京財団（2013）は、私有財産に対する開発型の土地改良から、より公共性を押し出した保全型土地改良への転換が必要であると論じている。これによると、地代の引上げが期待できない所有者も有益費償還が保証されない耕作者も、いずれもインフラ投資に積極的に取り組むことが見込まれないため、老朽化に伴う改修事業も改良事業と同様に今後停滞すると予想する。しかし、①多額の公金が既に投入されていること、②水利施設は農業の多面的機能の源泉となっていること等から、「私的財産としての農地の改良」という考え方を見直し、農業インフラの公的性格を強める方向での転換が必要であると論じる。そして、公共物としての性格が強められた農業インフラの新しい管理のあり方として、「公共施設の所有・管理の主体と利用する主体とを明確に区分し、それぞれの役割と負担を再整理した上で、利用者たる農業生産者から料金を対価として徴収するシステム」[注26]というイメージを示す。ここでの「利用者」としては、営農上の受益者以外の者も想定されており、具体的には生活用水について受益者となっている地域内住民等も含み入れることが念頭にあると思われる[注27]。この方向性の発想は、「土地改良長期計画」（2016年閣議決定）の中にも見られるところであり、「計画」は、多様なアクターの合意形成を通じた農村における協働力の発揮と相互理解の醸成、その結果としての社会資本のストック効果の高まりを展望している[注28]。

これらの議論は、「個々の事業において生産者の受け取る便益が費用を償うという前提はすでに崩れ去っている」[注29]ことを事実として受け入れたうえで、現実に即した新しい補助正当化論の確立を企図したものと受け止めることができる。その論理の基礎にあるのは、水資源の生産財にとどまらない公共性を強調し、多面的機能論を援用しつつ、旧来の私益としての土地改良事業をより公益的性格の強いものへと再編するという発想である。ここには私有財産に対する制約の論理が伏在している。施設の維持管理に土地改良区の機能がシフトするなかで、現実論・実践論としてはあり得る議論であり、また、当然に耕作者主義、土地改良区の組合員資格の制度的見直しにまで至る議論でもある。事業参加資格への面積要件の追加については、東京財団（2013）も言及している[注30]。また、一筆複数資格者（耕作者と所有者双方）の議論もかつて政策論の俎

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

上に上がっていた。(注31)

しかし、集積に伴い組合員が減少するという土地改良区の組織基盤の問題そのものに理論的に対処する議論ではなく、インフラ維持のための対症療法的な便法としての性格が強い。さらに、耕作者の少数集約化が進み、農業インフラが特定の私的事業体の経営資産としての性格を事実上強めていくなかで、同時にその地域的公共性を一層強く認めていくためには、追加の論理が必要なようにも思われる。くわえて、中山間地域のように地域の営農・生活そのものの存続が課題となっている地域において、即座に福音となる議論とは言えないだろう。土地改良区の合併推進論(注32)は、漁業協同組合において見られるのと同様に、組織維持に必要な組合員数を保持するための実践論としては当然有効であるが、やはり問題の理論的側面を解決するものではない。便益論に依拠した場合、所有者を巡って、その所有権者としての地位と便益に伴う負担の連関について問われることになる。二つをつなぐ論理の核は、地域における営農継続の公共的価値ということになるのだろうが、そのようなローカルな公共性に対して、いかなる根拠をもって所有権者がその権利の制約を受けることになると言い得るのか、丁寧な議論が必要とされるところである。

もっとも、理念的には、堀口（1992）の指摘するように(注33)、耕作者主義を貫徹するために、有益費補償の具体化等によって利用権の耕作権としての弱さを制度的に克服しつつ、耕作者の３分の２以上の同意による事業申請を通じて、農地所有権に対する規制を実質化させることこそが目指されるべきものであっただろう。本稿で取り上げた政策論とこの指摘の差は、法制定時と現実の不一致という事態に対して、耕作者主義の修正という形で対処するのか、耕作者主義をより先鋭化する形で対処するのかの価値判断の差であると考えられる。

(注25) なお、この報告書は生源寺眞一氏をリーダーとする東京財団「日本の農政改革」研究プロジェクトの成果である。同氏の土地改良区に関する政策論として、生源寺（1998、2006）も併せて参照した。
(注26) 東京財団（2013）34頁。
(注27) 皆川（2003）も併せて参照。なお、訴訟を伴いつつ非農家から使用料を徴収している事例につき、西山（2006）参照。
(注28)「土地改良長期計画」（2016年閣議決定）12および次頁参照。
(注29) 生源寺（1998）195頁。
(注30) 東京財団（2013）39頁参照。
(注31) 土地改良制度研究会（2006）11頁参照。
(注32) 土地改良区の合併の実態に関しては、農林水産省農村振興局土地改良企画課（2013）参照。
(注33) 堀口（1992）212頁参照。

3　事例の検討
──土地改良区組合員資格への対処（岩手県夏川沿岸土地改良区）──

現在の農地集積のための政策手段としては、農地中間管理事業が最も主要なものであろう。この事業の優良事例と評価されている実施例のなかには、土地改良区が中心的な役割を担ったと評されるものも含まれている。そのような優良事例の内実を要約するなら、中間管理事業に先行して土地改良事業が行われていたような場合に、結果として土地改良区が担い手への農地集積の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

推進役となった、といったところになる。(注34)

ところで、既述のとおり、担い手への集積進展は、「耕作者」の絶対数減少を意味していることから、論理的には組織体としての土地改良区の維持を脅かすものであると考えられる。この懸念が現実化した事例として、岩手県夏川沿岸土地改良区（以下「夏川改良区」という）の事情を見ていきたい。(注35)

(注34) 亀岡（2019）参照。
(注35) 本節は、亀岡（2018）に加筆修正したもの。

(1) 夏川改良区の概要

夏川改良区は、岩手県一関市（旧花泉町）に所在している。岩手県と宮城県の県境を流れる人工河川夏川にかかる県営事業の実施、敷設設備の維持管理が現在の主業務である。地積は581.3ha、組合員数は561人（18年４月１日時点）であり、管内は旧村である油島（ゆしま）、涌津（わくつ）、永井の３地区に分けられ、総代制を採っている。前身の耕地整理組合時は、宮城県も含めた２町９か村を範域としたが、事業終了後に施設が町村管理とならなかった岩手県内の３地区で普通水利組合を設立し、その後現在の土地改良区に改組した。管内の多くは元々低湿地を干拓した農地であり、排水改良が断続的に行われてきた。

(2) 改良区を中心とした農地集積の進展

夏川地区における農地集積の特徴は、中間管理事業の活用に当たって夏川改良区が推進役となった点にある。その背景要因として重要なのは、未整備ほ場の整備、農道の拡幅といった基盤整備事業が2003～17年を工期として行われており、農地集積の条件が整っていた点である。このうえで、３地区個々にあった集落営農が中間管理事業開始を機に統合法人化する話合いが進んだ。また、基盤整備は３地区全体を包括するものとして行われていたために、地域の農地情報を網羅している夏川改良区が中間管理機構から中間管理事業にかかる業務を受託することとなり（14年７月）、賃貸借手続きの面で新法人への農地集約に寄与することになった。さらに、個別農家の意見集約に当たっては、基盤整備にかかる賦課金につき、農家（土地所有者）個々が支払うのではなく、コメ販売高と転作奨励金を元に法人が一括して支払うとした点も大きい（第２図）。これによって非生産農家も農地を貸し出すメリットを得、夏川改良区にとっても賦課金が漏れなく徴収できるというメリットが生まれた。このような経緯で、担い手として農事組合法人「なつかわファーム」は設立された（14年９月）。現在のファームの経営面積は467ha、集積率は86.3％（基盤整備受益面積に対して）であり、集積協力金を最大限引き受けられる水準（８割以上）に達していることから、ファームへの集積は中間管理事業の優良事例であることがわかる。この事例では、改良区が中間管理事業を契機として地区内を法人化の形で取りまとめる役割を果たした。しかしその前提として、①中間管理事業の開始と地区内の集落営農の法人化のタイミングが合致したこと、②さらに実施中だった基盤整備によって農地集積を進めやすい状況が整っていた

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　夏川地区における農地集積の構図

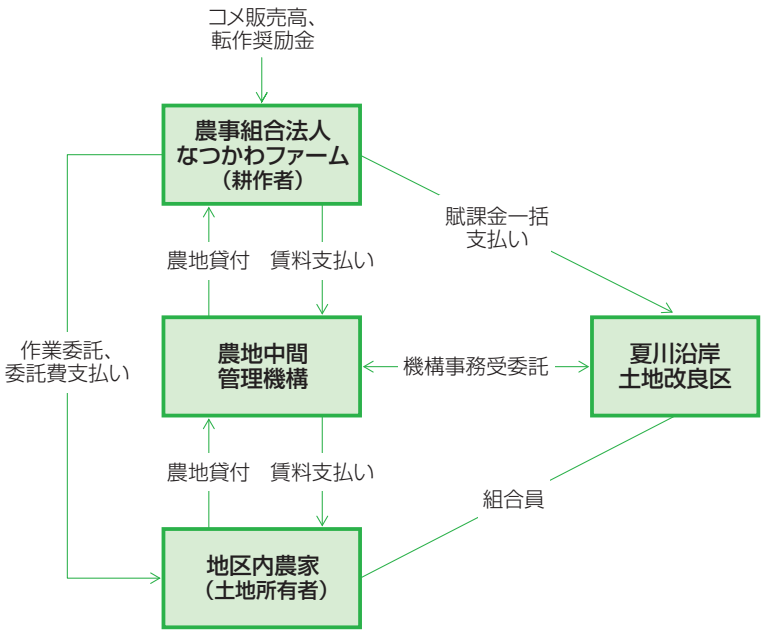

資料　筆者作成

こと、という特有の事情が作用した点が大きい。また、基盤整備実施地区内で集積と営農がほぼ完結しているために、法人による賦課金の一括支払いが可能となった点も重要である。

(3)　組合員資格問題への対処

土地改良区を中心とした農地集積の進展は、営農組織の法人化へと至り、地域の生産活動の存続に寄与した。しかし同時に、改良区では組合員資格問題が発生した。土地改良法は、改良区の組合員資格（事業参加資格）について、原則、自作地では所有者、貸借地では耕作者としている（第３条）。一般に法人への集積は、形式的には非耕作者数の増加と耕作者数の減少をもたらし、これは改良区においては組合員数の減少として現れる。夏川改良区においても組合員の減少がにわかに起こり、合計９人いた役員・監事のうち、法人設立直後は３人しか資格を満たさなくなってしまった。法第３条は、貸借地であっても農業委員会が承認した場合については、所有者が組合員となることを認めている。夏川改良区では、これを適用するために農業委員会と協議のうえその承認を得、所有者が新たに組合員資格を取得し、理事も選挙を実施のうえ新任された。この一連の手続きは、改良区運営に大きな混乱をもたらし、瞬間的に過大な業務負担となった。夏川改良区では、集積が急速に進み耕作者の絶対数が外形上減少したために、改良区の組織基盤維持のため所有者を（正）組合員とし直す措置を取らざるを得なかった。これは、その後行われた18年土地改良法改正（耕作者中心の改良区への転換のために、①所有者から耕作者への組合員資格交代の手続き簡便化、②所有者を准組合員として位置づけ直すといった措置を創設）とは、合致しない動向であったと言える。集積がその裏側で改良区に負荷をかけ、集積の進展ゆえにむしろ所有者を（正）組合員とせざるを得なかった点は法の想定とは異なっており、現場からの示唆として有意義なものであろう。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(4) 内在する論点

夏川地区で見られた改良区を中心とした中間管理事業の活用は、農地集積の点では好事例である。しかし、農地集積の進展によって、夏川地区では組合員資格問題が発生した。このほかにも、法人と改良区の理事の人的一致に伴う利益相反の調整といった問題も原理的には想定されるところである。これは、耕作者と所有者の利害の対立が内在していることを示唆している。また、夏川地区では問題となっていないが、一般論としては、地域外の担い手が「耕作者」として土地改良区の運営に新たに携わることで土地改良区の運営に混乱が生じることも想定される。

おわりに
──耕作者主義の現代的再定位への視点──

耕作者と所有者の分化が農地集積を通じて進んでいくとするならば、耕作者と所有者の関係についてどのような再編が求められることになるだろうか。

本稿で見てきた土地改良区を巡る団体法上の諸問題は、外形的には耕作者と所有者の分離にその淵源を有する。しかし今日的には、耕作者と所有者の個人における符合という意味での自作農体制に回帰するのは現実的ではない。このようななかで、近時の法改正は、耕作者主義の貫徹と同時に、准組合員として所有者を位置づける選択肢を創設することで、法原則と現実の折り合いをつけようとしている。しかし、取り上げた事例のように、農地集積の進展が耕作者中心の土地改良区の組織基盤を揺るがすという事態に対して、十分な対応力を備えた法内容となっているとは言えないだろう。面積要件の導入は、所有者ベースの土地改良区を対象に、さらに新規の改良事業の申請時を念頭に置く議論であり、法原則どおりの耕作者ベースの土地改良区の組織運営の課題を解消するものではなく、既に施設の維持管理が主業となっている土地改良区にそのまま適合するものでもない。東京財団（2013）等の政策論も、面積要件導入論も、農地所有者に何らかの役割を与えることを試みるものではあるが、耕作者主義という法原則は現実において規範力を有していない、適合していないのだから何らかの改変を要する、という発想では共通している。

しかし、単なる役割分担を超えた有機的で機能的な関係として耕作者と所有者の関係を捉え直すために、土地改良法上の耕作者主義を援用することができないだろうか。土地改良法の次元では、耕作者と所有者は観念的にはしばしば対置され、二項対立的な構図として捉えられがちであった。しかし、実際の土地利用調整の場面においては必ずしもそうではない。例えば、耕作者はランダムな集積ゆえのほ場の分散という課題に直面している場合が多いが、これへの対応のためには連担化が必要であり、その前提としては耕作者と所有者の間での調整活動が不可欠である。このように、耕作者

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

が耕作者であるためには、所有者との実質的な連携・協力関係が重要になってくる。そして、そのためには、所有者は担い手の規模拡大に資する単なる農地の出し手でありさえすればよいというのとは異なった、所有者としての主体性、所有者としての積極的参画が要請される。特に、土地持ち非農家、不在地主が増加するなかで、所有者が営農との接点をいかに保ち、地域農業の動向にいかに感度を持ち続けるかがポイントになると考えられる。このような形で耕作者と所有者の有機的な関係が集落、改良区あるいはより広域な範囲で保たれるならば、それは耕作者と所有者の融和あるいは農地法制との調和を実現したものとして、すなわち集団的な農地管理を含意したものとして、土地改良法上の耕作者主義を再定位する糸口とはならないだろうか。

このような課題状況のなかで、多面的機能支払いは政策的対応の具体例と言えるだろう。多面的機能支払いの運営を土地改良区が担う事例は多く見られるが、土地持ち非農家を含めた保全活動が中間管理事業での農地集積に際して、土地改良区を中心とした円滑な合意形成の前提として機能したと解釈できる事例も見られる。労力面や費用負担といった面だけではなく、農地の集団的利用の実質化のための手段として、所有者をも捉えた多面的機能支払いの活用が引き続き必要であると考えられる。

以上のように、現状においては、農地の集団的管理を改めてキーワードとすることで、耕作者主義のなかに所有者を主体として位置づけ直し、耕作者と所有者の協調をもって、地域農業を維持することこそ課題となっていると考えられる。近時の農業経済・経営学研究においては専ら担い手論に傾斜する傾向が観察されるが、土地改良区に着目することで、農地集積を担い手だけではなく農地所有者の問題として構成する、すなわち農地所有者の地位と機能について問う、という固有の視点を獲得することができるのではないだろうか。農村の社会構造が変化するなかで、所有と利用の関係という問題に取り組むために、土地改良区を対象とすることは方法として理にかなっていると考えられる。本稿に続く課題として、農地所有者を耕作者や地域農業と有機的に結び付け続ける実践としてどのようなものが有効であるか、という論点に着手していく必要があると考えられる。

＜参考文献＞

- 安藤光義（2014）「農地保有合理化事業を活用した集団的土地利用調整の成果と課題──集合的利用権等調整事業の総括──」『土地と農業』44号、69～104頁
- 安藤光義（2019）「所有者不明農地への対応の実際──土地改良事業における不在地主対策の経験──」東京財団政策研究所ホームページ https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3091
- 石井敦（2004）「土地改良区の維持管理費の財源構造」『農業土木学会論文集』72巻1号、109～114頁
- 稲本洋之助（1981）「農用地利用増進法制の展開」農政調査委員会編『農用地の集団的利用』19～34頁
- 鬼丸竜治・進藤惣治・友正達美・谷本岳・大和田辰明（2018）「農業・農村の構造の変化に伴い水管理主体に生じる変化の分析──2015年農林業センサスデータを用いて──」『農研機構研究報告 農村工学研究部門』2号、57～80頁
- 鬼丸竜治（2018）「農地貸借の変化に対応した土地改良区組合員資格の分析」『水土の知』86巻6号、523～526頁

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・鬼丸竜治（2019）「土地改良区における意思決定への面積要件付加の課題」『水土の知』87巻４号、289～292頁
・勝山達郎・内村求・樽屋啓之（2012）「農業水利施設の管理における多様な主体の参加と特定受益者賦課に関する考察」『農業農村工学会論文集』80巻４号、349～355頁
・亀岡鉱平（2018）「農地集積の進展と土地改良区組合員資格問題への対処──岩手県夏川沿岸土地改良区の事例──」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、16～17頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1811re7.pdf
・亀岡鉱平（2019）「土地改良区を中心とした農地集積の条件──埼玉県西吉見南部土地改良区の事例──」『農中総研 調査と情報』web誌、５月号、14～15頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1905re7.pdf
・熊本県土地改良事業団体連合会（2015）『H27賦課金研修資料』
http://www.higosanae.or.jp/topics/20160216-4.pdf
・久米一世（2013）「イギリス1995年農地経営借地法における補償および借地権の相続に関する一考察」『早稲田法学会誌』63巻２号、41～76頁
・梱澤能生（2011）「むらと農地制度」原田純孝編著『地域農業の再生と農地制度──日本社会の礎＝むらと農地を守るために──』農山漁村文化協会、220～251頁
・梱澤能生（2016）『農地を守るとはどういうことか──家族農業と農地制度　その過去・現在・未来──』農山漁村文化協会
・郷古雅春・友松貴志・千葉克己・高橋信人（2017）「被災地復興に果たす土地改良区の地域調整力の実情と今後の展望」『水土の知』85巻11号、1021～1024頁
・島本富夫（2001）『現代農地賃貸借論』農林統計協会
・島本富夫（2014）「農用地への改良投資と有益費補償問題──農地中間管理事業を視野において──」『土地と農業』44号、15～44頁
・生源寺眞一（1998）『アンチ急進派の農政改革論』農林統計協会
・生源寺眞一（2006）『現代日本の農政改革』東京大学出版会
・荘林幹太郎・竹田麻里（2017）「水田経営規模の急拡大のもとでの土地改良長期計画の推進に係る原理的な課題に関する論考」『水土の知』85巻１号、７～10頁
・関谷俊作（1981）「農用地利用増進法の生まれるまで」農政調査委員会編『農用地の集団的利用』３～18頁
・関谷俊作（2002）『日本の農地制度新版』農政調査会
・全国土地改良事業団体連合会編（2012）『改訂版土地改良法関係質疑応答集』
・全国土地改良事業団体連合会編（2013）『改訂版土地改良区組織運営の手引』
・全国農村振興技術連盟（2018）『すべてわかる農業農村整備』
・高村学人（2014）「過少利用時代からの土地所有権論史再読──フランス所有権法史を中心に──」『政策科学』21巻４号、81～131頁
・丹治肇・櫻井一宏・中村中・桐博英・中矢哲郎（2014）「農地政策の転換における土地改良法の問題点──土地改良区の事業における代表性の分析──」『土木学会論文集Ｂ１（水工学）』70巻４号、I_283～I_288頁
・東京財団（2013）『農業構造改革の隠れた課題──変わる農村・取り残される農政──』
・利谷信義（1975）「農地改革と土地改良法の成立」東京大学社会科学研究所編『農地改革（戦後改革６）』東京大学出版会、301～363頁
・利谷信義（1978）「農地をめぐる変化と土地改良制度の問題点」大谷省三編『土地改良を考える』日本イリゲーションクラブ、21～49頁
・土地改良制度研究会（1981）「構造政策と土地改良制度（中間報告）──農地利用権集積と土地改良制度について──」
・土地改良制度研究会（2006）「土地改良制度研究会とりまとめ」
・中村広次（2002）『検証・戦後日本の農地政策』全国農業会議所
・西原是良（2017）「農家数減少に伴う土地改良区の改革と農業農村整備政策」『水土の知』85巻９号、843～847頁
・西山祐司（2006）「土地改良区の機能と社会的役割に関する考察」早稲田大学現代政治経済研究所『土地改良区の役割と公共団体の助成に関する考察』10～56頁
・農業振興地域調査会編（1982）『農用地利用増進法の手引き──一問一答集──』（農林水産省構造改善局農政課監修）
・農村開発企画委員会・農業工学研究所集落整備計画研究室編（2001）『改訂版農村整備用語辞典』農村開発企画委員会
・農地制度資料編さん委員会（1995）『新農地制度資料第６巻下』農政調査会
・農地制度資料編さん委員会（1998）『農地制度資料第２巻上』農政調査会
・農林水産省農村振興局土地改良企画課（2013）『土地改良区合併事例集』
・野々村圭造（2017）「構造政策と土地改良制度の展

開、ならびにその今日的課題」『水土の知』85巻９号、819～824頁
・堀口健治（1990）「最近の構造政策と土地改良政策との不整合性――実態面からの検討――」『農村研究』69・70号、147～158頁
・堀口健治（1992）「農業・農村と土地改良の改革方向――土地改良法の検討――」梶井功編『農業の基本法制――問題点と改正試論――』家の光協会、195～250頁
・水本浩（1966）『借地借家法の基礎理論』一粒社
・水本浩（1973）『土地問題と所有権――土地の私権はどうあるべきか――』有斐閣
・皆川芳嗣（2003）「土地改良施設の維持管理を巡る課題」『農業法研究』38号、29～41頁
・森田修（1997）「戦後民法学における『近代』――『近代的土地所有権』論史斜断――」『社会科学研究』48巻４号、97～133頁
・安本典夫（1980）「公共組合の国家に対する地位について――土地区画整理組合および土地改良区の例に即して――」『立命館法学』150～154号、758～777頁
・安本典夫（2002）「強制加入制団体の内部民主主義および対外的アカウンタビリティのあり方――土地家屋調査士会制度を例に――」『立命館法学』281号、１～30頁

（かめおか　こうへい）

書 籍 案 内

農林漁業金融統計2018

Ａ4判　193頁
頒 価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11　TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2018年12月

談話室

農業人材の確保・育成とJAの役割

●国内外の雇用労働力確保の取組み

本年４月に特定技能の在留資格が導入された。介護や建設、農業など14の特定産業分野で、今後５年間で最大34万５千人あまりの外国人材を受け入れる見込みである。このうち、農業での最大受入見込は、耕種農業全般と畜産農業全般を対象に同期間で36,500人となっている。すでに施行されている外国人技能実習制度や国家戦略特別区域の農業支援外国人受入事業も含めると、農業における外国人材の活用は、今後ますます重要な取組課題となる。

他方、国内人材の雇用労働力の受け入れでは、外国人材のような制度設計は行われていないものの、無料職業紹介や農業求人サイトの立ち上げなど、労働力の需給調整が取り組まれている。JA全農おおいたと農作業受託会社「菜果野アグリ」とが連携した労働力支援はその好例である。

こうした国内外の雇用労働力をめぐる動きの背景には、農業における深刻な労働力不足の問題がある。厚生労働省「職業安定業務統計」によれば、2017年度の有効求人倍率は全産業の1.38倍に対し、農耕作業員では1.71倍、養畜作業員では2.80倍と高く、雇用労働力の確保は重要な経営課題となっている。

●農家内部の労働力確保と外部人材

ところで、労働力確保は雇用労働力の問題だけにとどまらない。以前から議論されている農家内部の労働力確保問題、いわゆる担い手問題も大きいからだ。この点に関して、２つの対照的な数値がある。１つは、農林業センサスの同居農業後継者がいる販売農家の割合である。これまで、その割合は４～５割で推移していたが、2015年には初めて３割を切る水準(29.9%)となった。他出農業後継者を含めても５割を下回る48.7%となっており、農家内部の労働力確保が深刻化していることがうかがえる。

それに対して、もう１つの着目すべき数値は、新規就農者に占める非農家出身者(新規雇用就農者＋新規参入者)の割合(注)である。農林水産省「新規就農者調査」によれば、2017年の割合は全体で25.4%に過ぎないが、若手に限定すると49歳以下では51.4%、39歳以下では54.8%へと跳ね上がる。農家内部の労働力確保が重大

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

な問題となっている一方で、フローとして流入する新規就農者に占める非農家出身者の割合が若手では5割を超える水準にある。将来の農業担い手を確保するうえで、非農家出身の外部人材は欠かすことができないことを物語っている。

●農業人材の確保・育成を進めるために

以上のように、農業の労働力確保をめぐっては、雇用労働力における国内外の人材確保の重要性、新規就農者における若手を主とした非農家出身者の比重の高まりがみられる。これは農家内部で人材を確保・育成する力が弱まり、それが雇用問題にまで波及していることを示している。また一方では、農家の手から離れつつある農業人材の確保・育成機能を受け止めて、代替・補完する主体を早急に形成しなければならないことを意味する。

その際に留意すべき点として、第1に人材の確保・育成には長期的な対応を要するため、事業ベースでは短期的には採算が合わないことである。雇用労働力の需給調整が軌道に乗るには時間がかかり、さらに農業担い手を育成するには長いスパンで取り組む必要がある。第2に他産業と比較して、雇用労働力の待遇や担い手の収益性の面で劣位する可能性があることだ。全産業にわたって労働力不足が深刻化するなかで、農業分野で優秀な人材を確保するためには、農業の収益性を高めて魅力ある職業とし、その雇用環境も整えていかねばならない。

このように、農業自体の収益性を高めながら、農家に代わって長期的な視点で農業人材の確保・育成に取り組むことができるのは、前述した例でみたように、JAではなかろうか。実際に組合員の営農をサポートしながら、労働力調整や新規就農対策に取り組んでいるJAは各地でみられる。組織改革のただなかにあるが、今後JAが農業人材の確保・育成を1つの事業として展開していくことに期待したい。

（注）新規就農者に占める非農家出身者の割合＝（新規雇用就農者＋新規参入者）／（新規自営農業就農者＋新規雇用就農者＋新規参入者）。なお、新規雇用就農者と新規参入者のなかには農家出身者が含まれているが、その数値は公表されていない。それは少数とみられるので、便宜上、新規雇用就農者と新規参入者はすべて非農家出身者として取り扱っている。

（中央大学経済学部 准教授　江川　章・えがわ あきら**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

日本農政思想の系譜

理事研究員　清水徹朗

〔要　　旨〕

日本では江戸期より農書が普及し農政思想の芽生えがあったが、明治期になってから本格的に農学と農業政策が導入され、その過程で横井時敬が大きな役割を果たした。新渡戸稲造『農業本論』は日本人によって書かれた最初の体系的な農学書であり、河上肇や柳田国男の農政学に影響を与えた。

資本主義経済の発展に伴って小農保護が課題になり、社会政策学会で論議されたが、1930年代にはマルクス経済学の影響力が増し日本資本主義論争が行われた。また、近藤康男と東畑精一は経済学に基づく日本農業分析を行い、その後、実証的な日本農業に関する著作も多く書かれたが、戦時体制の下で農本主義者の影響力が強まり、満州開拓が進められた。

戦後は、「マルクス経済学」と「近代経済学」の二大流派が農業経済学においても見られ、日本農業に関する研究が盛んに行われたが、両者とも行き詰まりを見せており、農業経済学は混迷した状況にある。日本農業を取り巻く環境は大きく変化しているが、過去の農政論議と農政思想を振り返るとともに、新しい分析手法と観点を導入する必要があろう。

目　次

はじめに──混迷する農政と農業経済学──
1　江戸期の農書と農政思想
2　明治期の勧農政策と農学の導入
3　農学者横井時敬の農政論
4　新渡戸稲造『農業本論』の射程
5　河上肇と柳田国男の農政学
6　社会政策学会における小農保護論争
7　日本資本主義論争と農業問題研究
8　近藤康男と東畑精一の「農業経済学」
9　農本主義の系譜と満州農業移民
10　戦後の農業経済学と農業観の変遷
おわりに──伝統と革新──

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに
──混迷する農政と農業経済学──

日本の農政が混迷している。第二次安倍政権発足（2012年）以降、政府は「日本経済の再興」を掲げ、「日本を世界で最もビジネスのしやすい国にする」としてTPPと日EUEPAの交渉を進めた。これらのFTA発効に伴う関税削減・撤廃に対応するため、政府は「攻めの農業」「農業成長産業化」「農業競争力強化」を掲げ、企業の農業参入、輸出増大、六次産業化、農地集積を推進し、IT技術等を活用した「スマート農業」によって農業技術の革新を図るとしているが、日本農業の生産現場では農業者の高齢化が進行するなかで将来に対して確かな展望が見いだせない状況になっている。

こうしたなかで、現在、新しい食料・農業・農村基本計画の策定作業が進行しているが、前回の基本計画（15年決定）では、日本農業の現状分析や農政の理念に関する十分な討議・検討がなされないままに、農業の知識が乏しい委員によって構成された産業競争力会議や規制改革会議が示した方針に沿って「官邸」が決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」（13年12月決定）をほぼ追認する形で基本計画が決定された。こうした生産現場や研究者の意見を十分踏まえない政策決定過程が今日の農政の混迷をもたらしている最大の要因であると考えられるが[(注1)]、こうした状況に対して十分な分析・対案を出しきれていない農業経済学の混迷も指摘できよう。

本稿は、「温故知新」の精神にのっとり、日本の農政、農業経済学がこれまで日本農業の問題解決のためどのような取組みを行ってきたのかを「農政思想」という観点から考察し、今後の日本農業のあり方を探ってみたい。

（注１）谷口信和「アベノミクス農政とTPP交渉に翻弄された基本計画の悲劇」（『日本農業年報62』（2016））

1　江戸期の農書と農政思想

日本で農学が導入され国家による本格的な農業政策が展開されたのは明治期以降のことであるが、それ以前の江戸期の農書、農政思想がどのようなものであったのかを簡単に振り返っておく。

日本では、江戸中期より藩校が多く設立されて儒学を中心に学問・読書が盛んになり、また農村部にも寺子屋が多く作られて国民の識字率が高まり、それに伴って農業技術に関する農書も多く書かれ普及していった。

江戸期の代表的な農書である宮崎安貞『農業全書』（1697）は、中国の農書『農政全書』（1639）を参考にして書かれたとされているが、日本の農業技術を取り入れ、また本草学者貝原益軒からも多く学んで書かれた。その主な内容は、穀物、野菜等の栽培方法や肥料、家畜飼育方法などの農業技術に関するものであり、その後『農業全書』の影響を受けて日本各地で多くの農書が書かれ、農書は日本農業の技術向上に大きく

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

貢献した。(注2)

日本には、『日本書紀』（崇神紀）に「農は天下の大きなる本なり」と書かれるなど農本思想は古代からあったが、江戸時代においても、作物の不作は飢きんや一揆等の社会不安につながり、年貢の徴収が困難になれば配下の武士を養うことができなくなるため、農業（特に米）は体制を支える最も重要な産業として位置づけられ、幕府や藩主にとっても農業技術の向上と治水は重大な関心事であった。

また、「士農工商」(注3)という身分制のなかで、武士や農民、商人を社会のなかでどう位置づけるかが大きな問題になり、山鹿素行（1622～85）は、武士には社会秩序を維持する役割があり、武士は平時にあって平和を維持し戦争を回避するため兵学を学ぶ必要があると主張した（「士道」）。また、商品経済が次第に浸透するなかで、熊沢蕃山（1619～91）は、武士が農村から離れていることが問題であるとして武士を農村に居住させることを主張し（「農兵制」「武士土着論」）、荻生徂徠（1666～1728）は、武士が貨幣経済に依存している状況を批判し「重農抑商」を主張した。(注4)

一方、江戸中期には、安藤昌益（1703～62）、三浦梅園（1723～89）、山片蟠桃（1748～1821）などスケールの大きな哲学的議論を展開した学者も現れ、安藤昌益は武士階級を徹底的に批判して農業を中心とした社会への変革（「直耕」）を主張し、三浦梅園は著書『価原』で経済を論ずるとともに自ら地域住民のための無尽講を組織した。

江戸後期には、佐藤信淵（1769～1850）が『農政本論』で農業の重要性を主張し、(注5)また二宮尊徳（1787～1856）は、報徳思想（至誠、勤労、分度、推譲）を唱えるとともに藩財政の再建や農村復興に取り組み（「仕法」）、その思想は明治期にも大きな影響を与えた。

このように、江戸期にも農政思想、経済思想が芽生えており、これらの思想が明治期以降の日本近代化の基盤になった。(注6)

（注２）古島敏雄編著『農書の時代』（1980）、筑波常治『日本の農書』（1987）、『日本農書全集』。なお、明治初期に政府（勧農局）は江戸期の農書一覧『農書要覧』を作成し、その後『農事参考書解題』を発刊した。ただし、中国では既に６世紀に農書『斎民要術』が書かれていた。

（注３）「士農工商」は中国の古典に由来する儒教的観念であり、近年の研究によると、現実には身分の売買や移動などの柔軟性があり（白川部達夫・山本英二編『村の身分と由緒』（2010））、農業に従事する武士（郷士）も多くいた。ただし、農民に対する統制は存在したし（児玉幸多『近世農民生活史』（1957））、福沢諭吉が指摘したように（「旧藩情」）、武士の内部においても上士と下士の身分差別は大きかった。

（注４）「本を重んじ末を抑えること、是聖人の道なり。本とは農なり、末とは工商なり。」（荻生徂徠『政談』（1727））

（注５）佐藤信淵は、農政論のみならず兵学、本草学など幅広い分野で多くの著作を書き、明治期に一時高く評価されたが、一方で批判も受けるなど評価が分かれている（稲雄次『佐藤信淵の虚像と実像』（2001））。

（注６）杉原四郎ほか編著『日本の経済思想四百年』（1990）、川口浩『江戸時代の経済思想』（1992）。なお、江戸期の思想は儒教、仏教からの影響が大きく、そこに神道の要素が加わった。徳川幕府は秩序維持を正当化する朱子学を重視したが、その一方で陽明学や古学、国学などの朱子学批判の思想も現れた。さらに、長崎を通じて西洋の学問（蘭学）も紹介され、こうしたなかで抽象的哲学ではなく現実の問題解決のための「実学」を主張する思想家が現れた（小川晴久編著『実心実学の発見－いま甦る江戸期の思想』（2006）、清水徹朗「江戸期に現れた日本の哲学思想」『農中総研 調査と情報』（2018））。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

2　明治期の勧農政策と農学の導入

明治維新直後の明治政府にとって、富国強兵、殖産興業が最も重要な課題であり、なかでも生糸、茶などの主要輸出品を産出する農業の振興（勧農政策）が重視された。(注7) そのため、欧米の制度を学ぶために行った岩倉使節団の帰国後、政府は内藤新宿試験場（現在の新宿御苑）や三田育種場を設置し、また札幌農学校、駒場農学校を設立した。農学校には外国人教師（クラーク、フェスカ、ケルネル等）を招いて欧米の農学の導入を進めたが、その一方で、駒場農学校の教師として船津伝次平(注8)を抜擢するなど、日本の伝統農法の技術を有していた老農の活用を図った。

また、1876年に民間の団体として津田仙（津田梅子の父）が学農社を設立して農業技術に関する「農業雑誌」を発刊するなどの動きがあり、こうしたなかで全国各地で農談会、農事会など農業技術の交流を行う組織が形成され、政府は第２回内国勧業博覧会（81年）の際に全国の老農を招いて全国農談会を開催した。また、その年に中央農業団体として大日本農会（幹事長品川弥二郎）が設立され、大日本農会は農事巡回教師、品評会、会報発行などの事業を行って農業技術の普及に努めた。

（注７）その中心人物が大久保利通であり、大久保は安積疏水（福島県郡山市）など士族授産のための開墾事業を進めた。

（注８）船津伝次平（1832～98）は群馬県の農家に生まれ、農業に従事しながら儒学や和算を学び地域の指導的役割を果たしていたが、楫取素彦や大久保利通に見いだされて1877年に駒場農学校の教師に就任し、中村直三、奈良専二（後には林遠里）とともに明治の三老農と称された（内田和義『日本における近代農学の成立と伝統農法－老農船津伝次平の研究』(2012)、田中修『老農船津伝次平の農法変革論』(2018)）。

3　農学者横井時敬の農政論

明治期の農業制度や農業教育の確立において、最も大きな影響を与えたのは横井時敬（1860～1927）である。横井は熊本肥後藩出身であり(注9)、駒場農学校を卒業後（第２期生）、福岡県の農業試験場に勤務して有名な水稲種子塩水選の技術を生み出すなど、農業技術者として出発した（『稲作改良法』『栽培汎論』などの著書がある）。

横井は、農学会幹事長であった1891年に『興農論策』で農業技術普及のための農会組織の確立、農地・小作問題等の農政上の課題に関する提言をとりまとめ、さらに94年に帝国大学農科大学教授に就任し、99年にドイツに留学して以降、農業経済学や農政に関する著書を多く発表するなど農政全般にわたって発言するようになった。(注10) 横井は、産業組合法の制定に際し、商工業者中心のシュルツェ系ではなく農村に基盤を置いたライファイゼン系組合の導入を主張するなど産業組合の形成にも影響を与えた。1911年には東京農業大学の初代学長に就任している。

横井は、生涯にわたって農業の重要性を唱え農業振興に注力したが、資本主義経済、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

商品経済が農村部に浸透し農民が都会熱に侵されて離農することに警告を発するなど反資本主義的見解を持っていた。その一方で、小作問題に関して地主と小作の協調による解決を主張し、土地制度の変革を求めた社会主義に反対した。そのため、横井は農本主義者として一部の論者から批判された。(注11) また、最晩年の27年（死去の年）に『小農に関する研究』を執筆し、当時影響力を増しつつあったマルクスの農業理論を検討するとともに、チャヤノフ（『小農経済の原理』）の影響を受け、日本の農家は自家労働の完全利用による収入増大を目指す非資本主義的労作経営であり、利潤を追求する資本主義的営利経営ではないと指摘した。(注12)

(注９) 横井時敬は、幕末の思想家横井小楠（1809～1869）の遠縁にあたり、横井時雄（小楠の子）や徳富猪一郎（蘇峰）、海老名弾正らとともに熊本洋学校で英語を学んだ。横井時敬については、金沢夏樹・松田藤四郎編著『稲のことは稲にきけ』（1996）、三好信浩『横井時敬と日本農業教育発達史』（2000）が詳しい。

(注10) 横井は農業界を代表して様々な発言・提言を行ったため「農業党の先鋒者」と称されたが、農村部の地主による政治活動を毛嫌いしていた。そのため、政府や民党から独立した第三の政治勢力として系統農会を構想した前田正名（大日本農会幹事長）と農会の路線を巡って対立し、前田は1895年に全国農事会を設立したが、これが後に帝国農会（1910年設立）に発展した（栗原百寿『農業団体論』）。

(注11) 金沢夏樹は、横井は生産関係自体に注目しない「ロマン的農政学者」（村上保男『日本農政学の系譜』）ではあったが、寄生地主化と自作農の小作農への転落を懸念し農民の個の主体性の確立と中産階級の発展を願っていたとし、横井の農業経営学を再評価すべきだと主張した（『農業経営の論理と政策』「横井時敬と農業観」（1976））。

(注12) チャヤノフ（1888～1939）はロシアの農業経済学者で、1923年に『小農経済の原理』（原著名は『農民経済論－農業における家族経済の理論の試み』）を執筆し、レーニン、カウツキーの大農論を批判したナロードニキの理論として注目されたが（1927年に邦訳）、チャヤノフはスターリンによる農業集団化が進むなかで迫害された（磯辺俊彦「チャヤノフ理論と日本における小農経済研究の軌跡」（1990））。

4　新渡戸稲造『農業本論』の射程

新渡戸稲造（1862～1933）は、岩手県盛岡市で生まれたが、(注13) ５歳の時に父が死去したため９歳の時に叔父太田時敏を頼って上京し、６年間東京で暮らした。東京では英学校で英語を学び、77年に札幌農学校に第２期生として入学し、同時期に入学した内村鑑三とともにキリスト教徒になった。

札幌農学校卒業後、開拓使に一時勤務した後83年に東京大学に入学したが、講義内容に失望してわずか１年で退学し、米国ジョンズ・ホプキンズ大学に留学して政治学、歴史学、文学を学んだ。その後、ドイツに渡ってハレ大学等で農業経済学、統計学を学び、90年に『日本土地制度論』（ドイツ語）を執筆した。

留学を終えた後、91年に札幌農学校教授に就任し、98年に『農業本論』『農業発達史』を発表し、また1900年に『武士道』を米国で出版した。01年からは台湾総督府で糖業振興の仕事に従事し、その後、台湾での経験を生かして京都帝国大学や東京帝国大学で植民政策の講義を行った。06年に第一高等学校校長（東京帝国大学農科大学教授兼任）、09年に法科大学教授に就任し、18年には東京女子大学の初代学長となって女子教

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

育の確立に貢献した。さらに、20年から26年まで国際連盟事務次長に就任し、29年には太平洋問題調査会理事長になったが、日本が軍国主義体制に突入しつつあった33年に死去した。

『農業本論』は新渡戸が札幌農学校とドイツで学び研究したことの集大成であり、日本人によって書かれた初めての体系的な農学の著作であった。『農業本論』は、農業、農学の定義と範囲を書いた前半部（第１～４章）と、農業の政治経済・社会における役割について論じた後半部（第５～10章）に分けられ、その内容は以下のとおりである。

第１章では、日本語、中国語、ギリシャ語、ラテン語、英語など世界の様々な言語で「農」がどう表されているかを子細に検討し、第２章で農学と生物学、理化学、経済学、医学等との関係について考察し、農学は総合的学問であることを指摘している。また第３章で、カント、スミス、ミル、ベーコン、ニュートン、ダーウィン、リービヒなど欧州の哲学者、経済学者、科学者を引用して学問と実業との関係、農学の特色を論じ、第４章で農業には様々な種類（集約農業、粗放農業、大農、小農、小作農、自作農、熱帯農業等）があるとし、その分類方法を紹介している。第５章では農業が健康を養うことを寿命、疾病、出生等の統計で検証し、第６章で人口と食料の関係について孟子、スミス、マルサスの見解を紹介し、都会と田舎の関係に関する統計を示している。また第７章「農業と風俗人情」では、カーライル、ラスキン、トルストイなどを引用して農民の精神、心理、道徳について論じ、第８章で農民と政治の関係について考察し農民が保守的であることを指摘している。さらに第９章「農業と地文」では農業が地形や生態系に与える影響を解説し、最後に第10章で農業は国の基礎であるとし農業が重要である理由を列挙している。

このように、『農業本論』は農業、農学に関して様々な視点から論じた大著であり、当時多く読まれ、その後の農政学、農業経済学の発展に大きな影響を与えた。(注14)

(注13) 祖父傳は南部藩士であったが、青森県三本木地域（現十和田市）の開拓を行い、父十次郎も共に開拓事業に従事した。そして、このことが新渡戸稲造が農学を志す理由となった。

(注14) 新渡戸の『農業本論』は日本における農村社会学の先駆と評価されている（蓮見音彦「新渡戸博士の農業論」(1969)、三須田善暢「新渡戸稲造農業論の性格と日本農村社会学への示唆」(2014)）。

5　河上肇と柳田国男の農政学

新渡戸の農政論の影響を受けた人物として、河上肇と柳田国男が重要である。

河上肇（1879～1946）は戦前の日本で最も影響力のあったマルクス経済学者であるが、東京帝国大学（法科大学）で松崎蔵之助から農政学を学び、05年に『日本尊農論』、06年に『日本農政学』を書いている。(注15) 両書とも『農業本論』の影響を受ける一方で批判もしており、新渡戸を乗り越えようという強い意欲で書かれた本であった。

『日本尊農論』では、「第１章　経済上に於ける農業保全の利益」で、農業と商工業

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の関係を論じて国際分業論を批判し、また「第２章　経済上以外より見たる農業保全の利益」として軍事上と人口増殖をあげ、さらに国家の興亡と農業保全の関係を論じている。一方、『日本農政学』は農業政策に関して包括的に論じた著書であり、農工商の併進鼎立論を主張し(注16)、中小農の自立のための農業政策（耕地整理、金融、関税、産業組合奨励等）について詳しく解説している。

柳田国男（1875～1962）は、河上と同じく東京帝国大学で松崎蔵之助から農政学を学び、大学卒業後すぐに農商務省に就職して産業組合の普及の仕事を行い02年に『最新産業組合通解』を執筆した。また、01年から06年まで早稲田大学で農政学の講義を行って講義録『農政学』を出版し、07年に『農業政策学』、10年に『時代と農政』を刊行したが、『遠野物語』（10年）以降は農政学から離れ民俗学の研究に専念した。

柳田は、ドイツ社会政策学派（歴史学派）の影響を受けるとともにイギリス経済学（ミル等）の影響もあり、当時の小作制度や報徳社を批判するなど合理主義者としての面も有しており、04年に「中農養成策」を発表し、農家戸数の減少を憂えるべきではないとして耕地整理（交換分合）、土地分割制限、農民の就業機会創出などによる農業経営の規模拡大（中農養成）を主張した(注17)。新渡戸とも親しく、新渡戸が提唱した「地方学」の影響を受け、石黒忠篤らとともに「郷土会」という研究会を立ち上げた。

(注15) 河上肇は、当初より農政学とともに経済学の研究も行っており（05年に『経済学上之根本観念』を執筆）、06年には「社会主義評論」の新聞連載を行い、ドイツに留学（15年）し『貧乏物語』（16年、単行本は17年）を発表して以降は、マルクス経済学の研究に専念し農政学からは離れていった。

(注16) 新渡戸と河上はともに農業の重要性を唱え「農工商鼎立」を主張したが、その主張はマルサスやドイツ歴史学派（ワグナー等）の思想を受け継いだものである。なお、福沢諭吉は貿易立国を訴えて農業立国に反対し、米麦作廃止さえも主張したが、その一方で国内産業の発展のため農村市場拡大を目的とした米価引上げや養蚕の奨励を主張した（藤沢昭夫『福沢諭吉の日本経済論』（1998））。

(注17) 柳田国男は小農の存在を否定したわけではなく、小農は産業組合に結集することによって小農の欠点を除き利益を得ることができると主張した（『最新産業組合通解』）。

6　社会政策学会における小農保護論争

日本は人口の割に耕地が少なく、多くの人が農業に従事し人力や畜力で耕作を行っていたため、農業経営の規模は非常に零細であった。こうした状況に対して、明治初期に日本に招かれたフェスカやエッゲルトは農業経営の大規模化を主張し、また井上馨（1888年に農商務大臣就任）や佐藤昌介（北大初代総長）も大農論を唱えた(注18)。

その一方で、日本の小農構造を急速に変革することは困難であり、小農保護が必要であると主張する者もあり、農業経営の規模に関する論争（大小農論争）が行われた(注19)。その背後には農村部に商品経済、貨幣経済が浸透するなかで小作問題が大きな問題になり対策が迫られていたことがあり、帝国農会は1912年に「中小農保護政策」を発表し（執筆者は那須皓）、中小農が大部分を占める日本の農業構造の実態を分析するとと

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

もに、中小農保護政策の必要性とそのための農地政策（農地拡大、開拓殖民、耕地整理、自作奨励、土地所有権）を提言した。(注20)

1914年には、社会政策学会(注21)が第８回大会で小農保護問題を取り上げた。報告者は、高岡熊雄（東北帝国大学教授、後に北大総長）、添田寿一（日本興業銀行総裁）、横井時敬であり、新渡戸稲造が司会を務めた。

高岡熊雄は、大規模農業経営（２ha以上）が減少する一方で0.5～2.0haの農家が増加していることを指摘し、農地の拡大、農民の他産業への吸収などによって農業経営の規模拡大を行う必要があり、また農業経営の改善、副業の奨励、農産物の販路拡大による農家所得の増大を主張した。また、添田寿一は、大農と小農を軍事、道徳、政治安定、衛生の観点から比較するとともにイギリス、フランスの実態を紹介し、日本はイギリスの道（囲い込みによる小農の減少と都市への人口集中）を選択すべきではなく中小農の保護が必要であるとし、農業金融と農業保険の整備、地域振興の必要性を提言した。横井時敬は、都会の偏重は望ましくなく中小農に対する保護政策を拡充すべきとし、農業教育、農村の生活改善の必要性を主張した。さらに横井は、「報告補遺」として小農保護の詳細な内容を示し、「小農の境遇に不利に及ぼす影響」として貨幣経済、都市化、法制、政治、農産物価格など25項目をあげ、小農保護政策として農事改良、産業組合、肥料取締、米穀検査、農業教育、治水、米価調整、移民等をあげた。このように、３名の報告内容は多少の違いはあったものの、小農保護が必要であるとの認識は共通していた。

一方、福田徳三（1874～1930）(注22)は、日本において過小農が問題であることは理解するが、小農を現在のままで保護することは反対だとし、農業改革の必要性を主張した。そして、イギリスの農学者アーサー・ヤングの大農論を紹介し、「我邦農業の振興は先づ之に資本主義の洗礼を施すを以て第一義と為す」と発言したが、これに対して横井時敬が反論し、両者の間で激しい論争が行われた（橋本伝左衛門『農業経済の思い出』(1973)）。

(注18) 矢島武「佐藤昌介の「大農論」とその背景」（金沢夏樹編『農業経営学の体系』(1978)）。

(注19) ただし、阪本楠彦は、「明治期にも大正期にも大小農論争というものは決してなく、あったのは小農論争－昔ながらのままの小農を維持するのか、それとも小農の体質の改善を図るのかという論争－だけだった。」（『幻影の大農論』(1980)）と指摘した。

(注20) 1913年には帝国農会の依頼により加藤完治が「中小農と産業組合」を執筆している。

(注21) 社会政策学会は、ドイツの社会政策学会（1872年設立）を参考に1896年に設立されたものであり、日本で最初の経済学会として当時の主要な学者が総結集したが、マルクス経済学の影響力が増すなかで1924年に内部分裂して活動を停止した。なお、その活動停止の年（24年）に日本農業経済学会が創設された。

(注22) 福田徳三は、東京商科大学（現在の一橋大学）、慶応大学の経済学を確立した中心人物であり、ドイツでブレンターノに学び、マーシャルを中心とした新古典派の立場に立って日本の「近代経済学」の形成に大きな役割を果たした。

7　日本資本主義論争と農業問題研究

日本では政府による殖産興業政策もあっ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

て明治中期より資本主義経済が形成され、日清戦争（1894～95年）、日露戦争（1904～05年）、韓国併合（1910年）など対外的な進出も行うようになった。またこの時期に、資本主義の発展に伴って都市部の労働者が増加し、また農村部においても商品経済、貨幣経済の浸透に伴って土地を手放して小作農になる農民が現れ、労働運動や小作争議が増加した。こうしたなかで社会主義思想が浸透するようになり、社会主義政党も結成された（1901年社会民主党、22年日本共産党）。

また、ロシア革命（1917年）や大正デモクラシーの影響によりマルクスの思想や経済学に対する関心が高まり、『資本論』の研究が進んだ。(注23) こうした研究の進展を受け、1930年に野呂栄太郎が『日本資本主義発達史』を発表し、32～33年に『日本資本主義発達史講座』が刊行され、その後、日本資本主義に関する研究が盛んになった。

この時期に書かれた代表的著作『日本資本主義分析』（1934）において、山田盛太郎は、日本の資本主義の基底に「半封建的土地所有」「半農奴制的零細農耕」が存在し、その一方で軍事産業が日本経済において大きな割合を占めている構造を指摘した。また、平野義太郎は『日本資本主義社会の機構』（1934）で、日本社会の階級分化の構造と政治支配体制を分析するとともに、民主主義運動の動向と課題を論じた。一方、向坂逸郎、大内兵衛ら（「労農派」）は、日本は既に資本主義が十分発展しており、農業において封建的な生産関係は存在しない（封建遺制のみ）と主張し、「半封建」を主張する講座派（山田、平野等）との間で論争が起きた（日本資本主義論争、封建論争）。論争の焦点は、明治維新の性格、日本資本主義の発展段階、農村における土地所有関係（地主と小作の関係、地代の性格）、マニュファクチャーの位置づけなどであり、この論争を通じてマルクス経済学の理解と日本経済の分析水準が大きく向上した。

日本資本主義論争では農業問題が最も重要な争点であり、この時期に近藤康男『農業経済論』（1932）、東浦庄治『日本農業概論』（1933）、猪俣津南雄『窮乏の農村』（1934）、戸田慎太郎『日本農業論』（1936）など日本農業に関する著作が多く書かれたが、いずれもマルクス経済学の影響を強く受けていた。

（注23） 河上肇は、1919年に「マルクス社会主義の理論的体系」を執筆し（『社会問題研究』創刊号）、23年に『資本主義経済学の史的発展』を発表した。また、高畠素之が24年に『資本論』全３巻を完訳し、28～35年にマルクス・エンゲルス全集（全29巻）が刊行された。

8　近藤康男と東畑精一の「農業経済学」

日本の「農業経済学」は、近藤康男と東畑精一という二人の農業経済学者によって確立したと言われている。(注24)

近藤康男（1899～2005）は、1925年に東京帝国大学農学部（農業経済学科）を卒業した後、ドイツの農学者チューネン（『孤立国』）の研究を行っていたが、30年代の農村恐慌の際に農業生産費や肥料問題に関する研究

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

を進めた。近藤は、この時期にマルクス経済学を精力的に吸収し、32年にマルクス経済学の視点から日本農業を分析した『農業経済論』を発表した。同書の目的は「農業の諸問題を社会的資本の蓄積運動に関連して考察する」というものであり、ローザ・ルクセンブルクの資本蓄積論を解説し、土地所有関係と地代、農産物販売市場、農業資材（肥料、農業機械）、植民地（朝鮮）における投資に関し、具体的な統計データに基づいて分析した。同書では、「資本主義の進展のために非資本主義的外囲なる農業ないし農民の存在が不可欠である」が、資本主義の発展は必然的に農業の内部を分解し「独立小生産者の解体」をもたらすと指摘した。

さらに近藤は、34年に『協同組合原論』で当時の産業組合主義を批判し、戦時中の43年に大学から追放処分を受けたが、戦後復帰して農林省統計調査局長として農業統計の整備の仕事を行った。また、その後、農地改革や輸入自由化、農業構造、農協、中国農業等について多くの著作・論文を発表し、戦後の農業経済学において大きな影響力を持ち続けた。

一方、東畑精一（1899～1983）は、東京帝国大学農学部（農業経済学科）を卒業後、1926年から30年まで米国とドイツに留学してボン大学で中山伊知郎とともにシュンペーターのもとで学び、日本におけるシュンペーター理論の紹介者としての役割を果たした。

36年には、シュンペーターの『経済発展の理論』（1912）を日本農業の動態過程の分析に適用した『日本農業の展開過程』を発表した。同書では、最初に「農業展開の担当者」について論じ、日本の農民は商品経済・貨幣経済の訓練が乏しく自給的性格を有し慣習的な「単なる業主」であるとし、地主も政治的役割を果たしているものの「単なる地主」が多いと指摘した。一方、日本農業を動かしているのは追加資本を有する加工業者と政府、大商人であるが、政府は「危険を負担せざる企業者」だと批判した。次に、「農業展開の手段」として補助金と低利融資をあげ、農業団体は補助金を受け取り「政府の別働隊」としての役割を担っているにすぎないとし、さらに「農業展開の諸過程」として技術と商品化をあげ、日本農業の発展方向と課題を示した。(注25)

東畑は39年より東京帝国大学経済学部で植民政策論(注26)の講義を行い、その後、日本における「近代経済学」の形成・発展に大きな役割を果たした。戦後は、農業総合研究所（現農林水産政策研究所）の初代所長（1946～56年）となり、また農業基本法制定（61年）の際には「農業近代化」路線に強い影響を与え、アジア経済研究所の所長（1960～68年）にも就任した。

(注24) 村上保男『日本農政学の系譜』（1972）、小倉武一『日本農業は活き残れるか』（1987）

(注25) 東畑は、1932年に『協同組合と農業問題』を那須皓（1888～1984）と共著で書いている。那須は『農村問題と社会理想』（1924）で文明、社会理想という視点から当時の農業問題を論じ、農政学における新渡戸の継承者と位置づけることができるが、戦時中に石黒忠篤や加藤完治らとともに満州開拓に協力したこともあって戦後は批判され、その著書が読まれることはほとん

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

どなくなった。

(注26) 東京帝国大学の植民政策論は、新渡戸稲造が1909年から11年間担当し、その後、矢内原忠雄が引き継いだが、矢内原が東大から追放されたため東畑が担当することになった。

9　農本主義の系譜と満州農業移民

既に指摘したように、日本には古代より農本思想があり、江戸期の思想家も農本主義的主張を行ったが、明治期以降も農業を重視する思想は一貫して存在しており、品川弥二郎、前田正名など明治農政を主導した人物は農業こそが国家の柱であるとの信念をもって農政に取り組んだ。また、初期の農学者、農政学者であった横井時敬、新渡戸稲造、河上肇も農業の重要性を主張した。

しかし、農本主義は「農民に対する搾取と支配を合理化し農民の体制的統合を図る」イデオロギーであるとされ（平凡社『大百科事典』〔森武麿〕）、桜井武雄は『日本農本主義』（1935）で、「農本主義＝小農主義＝老農主義」として「講座派」の視点から農本主義を批判し、その代表的人物として横井時敬をあげ、二宮尊徳も「農村自力更生のマスコット」と評した。また、1930年代の昭和恐慌の時代には、農村の窮状を打開する方策として満州開拓（満州農業移民）が進められ、その思想的柱であった農本主義が天皇を中心とする超国家主義や軍国主義と結びついたため、戦後は農本主義は否定的評価を受けた。(注27)

日本は満州事変（1931年）の翌年に満州国を建国し、32年より36年まで満州への試験農業移民が実施された。さらに、日中戦争が全面戦争化するなかで、36年に決定された「二十ヵ年百万戸送出計画」に基づいて、農山漁村経済更生運動と結びついた満州移民事業（分村移民）が展開された。(注28) その中心的な役割を担ったのが農本主義者加藤完治であったが、満州開拓は終戦後に多くの開拓民が死亡するなど悲惨な結果に終わった。

戦後、農本主義研究を精力的に行った綱沢満昭の出発点は、この満州開拓に対する疑問・批判であり、綱沢は産業組合や農業教育、満州開拓と農本主義の関係について包括的な分析を行った。(注29)

一方、斎藤之男は『日本農本主義研究』（1976）で、「農本主義は対決済み・清算済みの過去の思想ではない」として、営利主義・唯物主義の商品経済を否定して自給的世界を目指した橘孝三郎の「家族的独立小農法」の研究を行い、農本主義を近代批判、マルクス主義批判、経済学批判の思想としてその積極面を評価すべきだと主張した。また、農本主義を安藤昌益を源流とするエコロジー思想であるとの評価もある（西村俊一『日本エコロジズムの系譜』（1992））。

(注27) 丸山真男『現代政治の思想と行動』（1964）、安田常雄『日本ファシズムと民衆運動』（1979）、長原豊『天皇制国家と農民』（1989）、立花隆『天皇と東大』（2005）。

(注28) 満州開拓が行われるようになった経緯とその実施過程については、加藤聖文『満蒙開拓団』（2017）がわかりやすく解説している。

(注29) 綱沢の著作として、『近代日本の土着思想』（1969）、『日本の農本主義』（1971）、『農本主義

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と天皇制』(1974) がある。なお、武田共治は『日本農本主義の構造』(1999) で、農本主義を官僚農本主義、教学農本主義、地主農本主義、社会運動農本主義等に分類し、農本主義の特徴として農業主義、小農主義、家族主義、勤労主義、愛国主義をあげたが、横井時敬については、農業・農民を美化せず農業耕作の道徳的価値を認めなかったため農本主義に含めるのは妥当でないとしている。

10　戦後の農業経済学と農業観の変遷

日本の経済学は日本資本主義論争の過程で分析水準を高め、日本農業の分析においても近藤康男『農業経済論』、東畑精一『日本農業の展開過程』など優れた著作を生み出した。しかし、日本が戦時体制に突入し軍国主義的傾向を強めてからは思想統制が強まり、河上肇、大内兵衛、山田盛太郎、矢内原忠雄、河合栄治郎などのマルクス経済学者や自由主義者が大学から追放され自由な論議ができなくなった。こうしたなかにあっても、青鹿四郎『農業経済地理』(1935)、宮坂梧朗『畜産経済地理』(1936)、吉岡金市『日本農業の機械化』(1939)、山田勝次郎『米と繭の経済構造』(1942)、近藤康男『日本農業経済論』(1942)、栗原百寿『日本農業の基礎構造』(1943) など日本農業の実態を詳細に分析した著作が書かれた。(注30)

戦後は、戦時中に抑圧されたマルクス経済学が復活し、農地改革などの戦後改革が進むなかで農業に関する論議も盛んになり、特に1948年に出版された大内力『日本資本主義の農業問題』は戦後の日本農業研究の出発点になった。(注31) 大内は「日本の農民はなにゆえ貧乏であるのかという問題に科学的に答える」ことが必要だとし、「農業問題は資本主義の発展の問題としてとらえなければならない」として農本主義的理論を批判した。また大内は、日本には絶対主義的な天皇制の「おもみ」があり、小作農は無権利状態に置かれ身分的に隷属し解放されていないと指摘しつつも、農村の生産関係を「半封建」とした講座派を批判し、労農派の主張に沿って日本農業を分析した。(注32)

その後も、マルクス経済学の立場に立った日本農業分析の著作が多く書かれ（山田盛太郎、井上晴丸、大島清、井野隆一、暉峻衆三、石渡貞雄、犬塚昭治、綿谷赴夫、保志恂等)、農地改革、地代論、農民層分解などについての議論・研究が盛んに行われた。しかし、70年代後半以降、マルクス経済学の影響力に次第に陰りが見えるようになり、(注33) 特に1991年のソ連崩壊以降はその傾向が顕著になった。

一方、「近代経済学」の手法を用いた日本農業分析も盛んになり、過剰就業、生産性、生産関数、農産物需要、農業機械化などに関して計量経済学的研究が行われた。(注34)

農政に関しては、終戦直後は農村民主化と食料確保、引揚者対策が大きな課題であり、農地改革に関する論議が多く行われたが、日本経済が高度経済成長路線に入ってからは日本農業の生産性向上、「近代化」が課題になり、農業構造に関する議論が盛んになった。その一方で、小農の意義を主張する論者も依然として存在しており（守田志郎、津野幸人等)、玉真之介は、過去の日

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本農業論（東浦庄治、宇野弘蔵、鈴木鴻一郎、栗原百寿）を小農論として整理し（『日本小農論の系譜』（1995））、小農論の今日的意義を主張している（『日本小農問題研究』（2018））。

また、60年代から公害問題が深刻化するなかで経済学と環境問題の関係が重視されるようになり（ジョージェスク-レーゲン『エントロピー法則と経済過程』（1971）、玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』（1978））、農業問題も環境、生態系から論じられ、有機農業、産直などの動きが盛んになった。(注35)

一方、数理経済学、計量経済学は、数学的な精緻化が進んだものの、過度の数理化に対する批判も現れるようになり(注36)、「経済学のたそがれ」（根井雅弘）、「反経済学」（金子勝）が提起されるなど経済学は混迷した状況にあり、それを反映して農業経済学も混迷状況にあるようである。

（注30） 日本農業の歴史を中心に膨大な著作を残した小野武夫（1883～1949）は、戦時中（43年）に『民族農政学』で大東亜共栄圏のための農政を主張したこともあり、重要な業績の割には戦後忘れられた存在になった。

（注31） 大内力は、その後も『日本農業の財政学』（1950）、『地代と土地所有』（1958）、『農業史』（1960）、『日本における農民層の分解』（1969）、『日本農業論』（1978）など次々に日本農業に関する著作を執筆したが、1990年に農業の非経済的価値を全面的に主張した『農業の基本的価値』を発表した。

（注32） 宇野弘蔵は、日本の農村にあるのは「制度としての封建性ではなく農家に外在する思想、感情、慣習に現れる封建性」であると指摘した（「我が国農村の封建性」（1946））。

（注33） かつてマルクス経済学の論文を多数掲載していた月刊誌『経済評論』は1983年に休刊となり、最終号のテーマは「マルクス経済学とは何であったか」であった。農業経済学においても同様であり、川上正道・上原信博『農業政策論』（1967）は、日本農業問題の解明を日本資本主義の構造分析として行うとし、「人民のための社会主義的大規模農場の創出がやがて実現されるというのが歴史の必然なのである」と書いているが、今村奈良臣は上原信博の農民層分解論を「観念論的農民層分解論の破産」（『論争・日本農業論』（1975））と批判した。また、佐伯尚美は、マルクス経済学に基づく農産物価格理論の行き詰まりを指摘した（「農産物価格論の破綻」（1987））。

（注34） 大川一司編『過剰就業と日本農業』（1960）、土屋圭造『農業経済の計量分析』（1962）、速水佑次郎『日本農業の成長過程』（1973）、泉田洋一編『近代経済学的農業・農村分析の50年』（2005）

（注35） 松尾孝嶺『環境農学概論』（1974）、椎名重明『農学の思想―マルクスとリービヒ―』（1976）、清水徹朗「地球環境時代の日本農業」『農林金融』（1995）、農林中金総合研究所編『環境保全型農業とはなにか』（1996）

（注36） 佐和隆光は『経済学のすすめ』（2016）において、制度化された経済学は「数学の僕」と成り果てており、ピケティがこうした米国の経済学に愛想をつかしフランスに帰ったことを紹介し、経済学は人文知と批判精神を取り戻しモラルサイエンスとしての経済学を復権させることが必要であると主張した。

おわりに
―伝統と革新―

以上、日本農業に関するこれまでの論議の歩みを農政思想という観点から概観したが、先人たちが日本農業の抱えていた非常に困難な問題に対して果敢に取り組み、多大な努力を傾注したことがよくわかる。それは必ずしも大学というアカデミズムに所属していた学者だけではなく、農業団体職員、農民運動家など多様な人々によるものであり、これらの研究成果と論議の結果として今日の日本農業と農村が存在していると言えよう。

しかし、近年の農政論議においては、こうした過去の遺産は忘れ去られているようであり、そもそも農政論議自体が低調であ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る。高度経済成長を経て農村の貧困問題は解消され、農村・農家の現状は昔とは大きく異なっていることがその大きな要因だと考えられるが、現在の制度は過去の歴史的過程を経て生み出されたものであり、改革のためにも歴史を知ることが不可欠である。また、過去論じられた問題で今日でも解決していない問題も多くあり、かつての農政論議を改めて振り返る意義があると言えよう。(注37)

一方で、日本農業を取り巻く環境は大きく変化しており、また新たな革新が必要になっている課題もあり、単に過去を振り返るだけでなく、新しい分析手法や観点を取り入れて課題解決に立ち向かっていく必要があろう。

(注37) 例えば、政府が進めようとしている農業経営の規模拡大に関しても、阪本楠彦が『幻影の大農論』で整理したように100年以上前から論じられてきた問題であり、現在大きな課題になっている農業と環境問題の関係についても、新渡戸稲造は既に120年前の著書『農業本論』（第9章「農業と地文」）で指摘していた。

＜参考文献＞

- 伝田功（1969）『近代日本農政思想の研究』未来社
- 綱沢満昭（1969）『近代日本の土着思想──農本主義研究』風媒社
- 村上保男（1972）『日本農政学の系譜』東京大学出版会
- 金沢夏樹編（1978）『農業経営学の体系』地球社
- 逸見謙三・梶井功編（1981）『農業経済学の軌跡』農林統計協会
- 小林政一（1984）『農政思想史の研究』楽游書房
- 川口浩ほか（2015）『日本経済思想史』勁草書房

（しみず　てつろう）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

外国事情

東・東南アジアを中心とした鶏卵需給

主任研究員　若林剛志

〔要　　旨〕

本稿は、東アジアおよび東南アジアを中心とした鶏卵需給の基礎的情報を提供するとともに、需給を構成する貿易の構造について若干の考察を行うものである。

世界の鶏卵生産量および消費量は経年的に増加しており、１人当たり消費量も増加していることから、消費量および生産量は人口の伸び以上となっている。本稿が対象とする東アジアおよび東南アジアはこれをけん引してきた地域である。加えて、今後も更なる鶏卵生産量の増加が見込まれており、その潜在力もある。

鶏卵は国内生産・国内消費が中心であり、貿易は少ない。比較優位の概念を用いて鶏卵の貿易構造を確認したところ、世界および対象地域内において比較優位の状態にある国がそれぞれ２か国と４か国存在した。

これまで、鶏卵という個別品目に絞った世界的な動向が示される機会は少なかったが、畜産物の重要性が増すとともに、鶏卵という個別品目の動向にも一層目を向ける必要性がある。

目　次

はじめに
1　鶏卵の需給動向
(1)　生産量
(2)　消費量
(3)　生産量と消費量についての小括
(4)　貿易（輸出入量）
2　貿易に関する若干の考察
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

世界の畜産物消費量は経年的に増加しており、農産物における畜産物の存在感はますます増加しつつある。農林水産省農林水産政策研究所（2019）、OECD/FAO（2018）、EC（2018）等が実施している将来予測でも畜産物消費の増加が見込まれており、その増加傾向は今後も変わらないことが予想されている。

世界と同じく、日本でも畜産物の消費量は経年的に増加している。また、日本国内で１日に供給されるタンパク質の約38％は畜産物によって占められている。

鶏卵も畜産物全体と同様の傾向を示している。鶏卵の消費量は世界全体でも日本でも増加しており、日本国内で１日に供給されるタンパク質の約７％を鶏卵が占め、畜産物のなかでは鶏肉に次ぐ水準にある。

このように鶏卵はその重要性が高まっている農産物であるが、鶏卵需給に明示的に焦点を当てた文献はことのほか少ない[注1]。先に紹介した農林水産省農林水産政策研究所（2019）では食料需給予測を行う際、畜産物に鶏卵は含んでいるものの、それを個別に取り上げているわけではない。OECD/FAO（2018）も同様に計測結果を公表していない。EC（2018）は計測結果を示しているものの、文章による説明は省略している。それは、主として採卵鶏の飼養に伴う投入物としての飼料の需給を見るために、産出物である鶏卵という畜産物を計測に含んでいたためであり、鶏卵そのものの需給に焦点が当てられていなかったためと考える。

こうした現状を踏まえ、本稿では鶏卵の基礎的統計情報を提供する。そうすることで、これまで不十分だった過去の鶏卵需給の動向を概観することができる。そして、そこからいくつか問題を提起することも可能と考える。

その際、主たる対象地域は東アジアおよび東南アジアとし、品目としては殻付鶏卵に限る[注2]。国連によれば、2017年においてアジアは世界人口の59.7％を抱えており、後で見るように、この地域は鶏卵においても大消費地域である。そして、本稿が対象とする東アジアと東南アジアは世界総人口の46.6％を占め、アジアにおいても78.1％を占める地域となっている。

また、東アジアは、一層経済連携を進めていくことが可能な地域であり、東南アジアにおいてはAEC（ASEAN Economic Community）としての経済的結びつきを一層強くせんと画策しているところである。そして、この２つの地域を中心とした域内連携構想としてRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership：東アジア地域包括的経済連携）があり、この２つの地域はアジアの中でも結びつきが強い、あるいはそう期待されている地域である。したがって、需給を見る単位としては一定程度の妥当性があると考える。

本稿の構成は次のとおりである。次節で需給動向のうち生産量、消費量および貿易量と貿易額に関する統計数値を確認する。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

使用する主な統計はFAOSTATであり、遡ってデータを取得することのできる1961年から推移を見ることにする。これは、長期的な変化を見ることで、世界の中でのアジアの位置付けの変化を把握するためである。第２節では東アジアと東南アジアの各国にRCEPに包含されるインド、オーストラリアおよびニュージーランドを加えた鶏卵に関する比較優位について若干の考察を行う。

（注１） FAOSTATを利用し、生産量と輸出入の動向をいくつかの地域に分けて整理した文献としてWindhorst（2009）がある。

（注２） 鶏卵に関する統計は、生産面は殻付鶏卵として把握される。貿易では、殻付鶏卵と殻付きでない鶏卵を含む鳥卵および卵黄の２つに大別される。後者には、液卵、粉卵および煮卵等が含まれる。

１　鶏卵の需給動向

需給動向については、供給側の生産量と需要側の消費量を確認した後、貿易について確認する。

（1）　生産量

後で見るように鶏卵の貿易は生産量に対して約４％であることから、各国各地域内の供給の中心は、そこでの生産量である。

第１表は世界の鶏卵生産量とその推移を示したものである。2017年における世界全体の鶏卵生産量は80.1百万トンであり、一貫して増加し続けている。この数値は平均

第1表　鶏卵生産量の推移

（単位　千トン、%）

	生産量							生産割合		増加寄与率
	61年	70	80	90	00	10	17	61	17	61-17
世界	14,384	19,480	26,207	35,073	51,140	64,240	80,089	100.0	100.0	100.0
うちアジア	2,868	4,630	7,006	13,650	29,045	37,637	49,690	19.9	62.0	71.3
うち東アジア	2,184	3,481	4,715	9,520	22,037	27,042	34,785	15.2	43.4	49.6
うち中国(1)	1,212	1,533	2,344	6,561	18,912	23,820	31,339	8.4	39.1	45.9
日本(5)	897	1,766	2,002	2,419	2,535	2,515	2,601	6.2	3.2	2.6
韓国	39	128	263	393	479	590	715	0.3	0.9	1.0
東南アジア	239	399	796	1,437	2,132	3,432	4,735	1.7	5.9	6.8
うちインドネシア(8)	23	36	192	364	642	1,121	1,527	0.2	1.9	2.3
マレーシア	13	70	134	292	391	587	858	0.1	1.1	1.3
タイ	46	74	146	449	515	613	690	0.3	0.9	1.0
インド(3)	170	290	583	1,161	2,035	3,378	4,848	1.2	6.1	7.1
アフリカ	392	586	929	1,535	1,962	2,756	3,227	2.7	4.0	4.3
ヨーロッパ	6,081	8,290	10,982	11,663	9,434	10,471	11,057	42.3	13.8	7.6
うちロシア(7)	-	-	-	2,385	1,895	2,261	2,484	-	3.1	-
アメリカ大陸	4,853	5,731	7,033	7,981	10,493	13,125	15,783	33.7	19.7	16.6
うち米国(2)	3,697	4,053	4,126	4,034	5,017	5,437	6,259	25.7	7.8	3.9
メキシコ(4)	141	343	644	1,010	1,788	2,381	2,771	1.0	3.5	4.0
ブラジル(6)	216	334	782	1,230	1,509	1,948	2,547	1.5	3.2	3.5

資料　FAOSTAT
（注）1　殻付鶏卵の数値である(FAOSTAT CODE 1062)。
2　地域分類はFAO基準であり、かつ外務省の分類に同じである。
3　国名掲載基準は、17年の生産量が世界第8位以内であることとした。(　)内は世界順位。
4　東アジアと東南アジアのみ地域内上位3か国を掲載した。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

卵重を60gとした場合に、36.6億個/日が供給されている計算になり、世界の全ての人が１日に0.5個の卵を摂取していることとなる。

生産量を地域別に確認すると、その様相は世界の動向と若干異なる。アジアやアフリカでは生産量が伸びており、かつ生産量全体に占める割合も上昇している。61年から17年の間に世界全体に占めるアジアの割合は19.9％から62.0％に伸び、アフリカも2.7％から4.0％に伸びている。特にアジアの伸びの速さは急であり、既に世界の半分以上の鶏卵がアジアで生産されていることになる。

ヨーロッパは、生産量の伸びが世界の伸びに比べ低かっただけでなく、80年頃から生産量が増加していない。90年から2000年に見られるように減少している期間もある。61年には世界の42.3％が同地域において生産されていたが、他地域の伸びと比べ低く、61年から17年までの間の増加率は81.8％にとどまったことで17年の世界全体に占める同地域の割合は13.8％に低下した。

アメリカ大陸は、生産量の伸びが世界の伸びに比べ低かったが、経年的な生産量の増加傾向は確認できる。特に、生産量で世界第４位となっているメキシコの伸びは大きく、61年から17年の間に19.6倍となった。

本稿の主たる対象である東アジアと東南アジアを確認する。17年の東アジアの生産量は34.8百万トンである。東アジアの鶏卵生産量は、17年までの60年弱の間に約16倍と急激に増加し、世界の43.4％がこの地域で生産されるに至っている。この増加の要因は中国の生産量の推移にあり、同国の同期間の生産量は約26倍にもなっている。中国の鶏卵生産量は31.3百万トンと世界第１位であり、世界の39.1％が同国で生産されている。東アジアを構成する国のひとつである日本も生産量は増加してきたものの、90年前後からは大きな伸びを示しておらず、17年における同国生産量の世界全体に占める割合は3.2％と61年の6.2％から低下した。(注3)

東南アジアも大きく生産量を増加させている。17年の生産量は4.7百万トンであり、61年の239千トンから19.8倍に増加している。東南アジアの生産量の伸びは世界全体の伸びよりも高かったため、世界全体に占める同地域の生産量の割合は、61年の1.7％から5.9％に上昇している。

東南アジアにおいて生産量が多いのはインドネシアであり、その生産量は東南アジア全体の32.3％を占める。同地域で特に伸びが著しいのは、インドネシアとマレーシアである。両国の61年から17年の世界の生産量増加に対する寄与率はそれぞれ2.3％、1.3％となっている。

（注３） 日本は72年から04年まで計画生産に取り組んできた経緯がある。

(2)　消費量

第２表は、世界の１人当たり年間消費量の推移を示したものである。まずこの表を確認するうえで注意しなければならないのは、鶏卵を含む鳥卵の集計値であるという点である。ただし、世界総生産量で見た場合の鳥卵に占める鶏卵の割合は92.0％であ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　鳥卵の1人当たり年間消費量の推移

（単位　kg/人）

	61年	70	80	90	00	10	13
世界	4.9	5.6	6.2	7.1	9.1	10.2	10.5
うちアジア	2.0	2.6	3.2	5.0	8.9	10.2	10.6
うち東アジア	3.1	4.0	4.5	8.1	16.9	19.6	20.0
うち中国(4)	2.3	2.3	2.9	6.9	17.0	20.1	20.6
日本(6)	9.5	17.4	17.5	20.0	20.5	20.0	20.1
韓国	1.5	4.1	7.1	9.4	10.9	12.9	13.2
東南アジア	2.4	2.6	3.4	4.2	4.9	6.8	7.3
うちインドネシア	0.6	0.7	1.8	2.7	3.8	5.8	6.0
マレーシア(5)	2.4	6.8	10.1	15.3	14.8	18.1	20.3
タイ	9.9	9.4	9.0	12.6	12.8	14.6	15.5
インド	0.4	0.5	0.8	1.3	1.9	2.7	3.0
アフリカ	1.4	1.7	2.2	2.6	2.5	2.9	3.2
ヨーロッパ	9.6	11.9	14.7	14.8	13.0	14.3	14.6
うちロシア	-	-	-	-	13.0	15.9	16.6
アメリカ大陸	11.2	11.1	11.3	11.0	12.5	13.9	14.5
うち米国	19.3	19.3	17.6	15.7	17.2	16.8	17.2
メキシコ(3)	3.5	6.5	9.2	11.8	17.3	20.3	21.4
ブラジル	2.9	3.5	6.4	8.4	9.0	10.5	11.3

資料　第1表に同じ
（注）1　数値は鳥卵のもの。
2　地域分類はFAO基準であり、かつ外務省の分類に同じである。
3　掲載国は第1表に同じ。(　)内は17年1人当たり消費量の世界順位であり、第8位以内の場合に掲載している。

るから、その数値的傾向は、鶏卵の数値的傾向と見てもそれほど大きな問題とはならないであろう。そして、生産量と消費量は同じ傾向を示しているため、消費の総量については割愛し、ここでは食生活の変化を表す１人当たりの推移を確認することとする。

13年の世界の１人当たり消費量は10.5kgである。１人当たり消費量も、61年の4.9kgから一貫して増加し続けていることが確認できる。すなわち鳥卵の消費量は人口の伸び以上に増加してきたことが確認できる。

地域別に見ると、一貫した消費量の伸びが確認できるのはアジアのみである。しかしながら、アフリカも消費量が増加傾向にあり、アメリカ大陸も90年頃からはメキシコやブラジルに代表される中南米の伸びに支えられて増加している。一方で、ヨーロッパは、80年頃から横ばい傾向にあるようである。これは生産量と同様の傾向である。(注4)

東アジアおよび東南アジアの年間消費量は一貫して増加傾向にある。13年の東アジアの１人当たり年間消費量は20.0kgとなっており、他の地域と比べかなり高い水準にある。20kgという水準は、ほぼ１日１個の鳥卵摂取に相当する量である。東アジアのうち中国と日本の消費量は20kgを超えており、それぞれ年間消費量の世界順位は第４位と第６位となっている。(注5)

13年の東南アジアの１人当たり年間消費量は7.3kgである。この数値は世界平均を下回っている。消費量の多さにおいてけん引役となっているのは、人口数の多いインドネシアであるが、１人当たり年間消費量を見ると、マレーシアが20kgを超えており、その水準は世界第５位となっている。

（注４）ヨーロッパや米国で横ばいとなっている要因（米国では61年および70年と比べ80年以降は減少している）については機会があれば別途論じる必要があるかもしれない。特に経済成長と鶏卵消費量の関係や鶏卵と他の畜産物との代替関係に関する実証研究の必要性があるかもしれない。

（注５）鶏卵生産は農地面積に左右されにくい農産物であると考えられる。それゆえ、農地以外の何が生産量や１人当たり消費量に影響を及ぼす

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のかという点は、研究課題のひとつとなりうるかもしれない。

(3)　生産量と消費量についての小括

生産量と１人当たり年間消費量の数値から推察されるように、アジアの生産の伸びは大きく、かつ１人当たり消費量は伸びている。鶏卵の生産および消費においてアジアは無視できない地域であり、両者をけん引してきた地域である。

加えて指摘できることは、まだ生産量も消費量も伸びる潜在力があるという点である。例えば、人口数は多いが１人当たり年間消費量（13年）がそれぞれ3.0kg、6.0kgであるインドやインドネシアの消費量が世界平均の10kgに近づくだけでも生産量は大きく増加するであろう。

鶏卵業界はかつてはヨーロッパと北アメリカが中心であったが、生産量と消費量で見るとアジアの相対的地位は上昇しており、アジアを見る意義は今後も増すことが予想される。(注6)

（注６） 採卵鶏の種鶏は、ヨーロッパの民間企業により作出された鶏で占められており、寡占状態にある。また、飼料の観点から見れば、アメリカ大陸がその生産の中心となっている。したがって、生産と消費においてアジアを見る意義は増しているものの、鶏卵業界全体を見れば、別の地域の重要性が低下しているわけではなく、引き続き世界の動向を見る必要性も失われていない。

(4)　貿易（輸出入量）

第３表は、世界およびヨーロッパ、アジアの貿易量の推移を確認したものである。前述の消費量と同様、この表を確認するうえで注意しなければならないのは、鶏卵を

第3表　食料需給表に見る鳥卵貿易量の推移

（単位　千トン、%）

		61年	70	80	90	00	10	13
世界	生産量	15,068	20,290	27,244	37,188	54,796	69,147	73,785
	輸入量	588	501	860	963	1,133	2,159	2,554
	輸出量	616	521	893	1,041	1,241	2,359	2,784
	（輸出/仕向量）	4.1	2.6	3.3	2.8	2.3	3.4	3.8
	国内消費仕向量	15,029	20,253	27,212	37,120	54,697	68,942	73,572
うちアジア	生産量	3,472	5,356	7,954	15,655	32,721	42,353	45,250
	輸入量	43	117	209	176	240	478	675
	輸出量	73	68	82	112	224	511	683
	（輸出/仕向量）	2.1	1.3	1.0	0.7	0.7	1.2	1.5
	国内消費仕向量	3,442	5,404	8,082	15,716	32,732	42,320	45,242
うち東アジア	生産量	2,497	3,880	5,307	11,138	25,359	31,243	32,423
	輸入量	27	85	105	125	133	149	175
	輸出量	25	47	64	46	69	114	104
	（輸出/仕向量）	1.0	1.2	1.2	0.4	0.3	0.4	0.3
	国内消費仕向量	2,498	3,918	5,348	11,217	25,423	31,279	32,494
東南アジア	生産量	526	715	1,194	1,875	2,626	4,134	4,584
	輸入量	8	2	3	3	10	14	18
	輸出量	18	4	1	40	69	105	122
	（輸出/仕向量）	3.5	0.6	0.1	2.2	2.7	2.6	2.7
	国内消費仕向量	516	713	1,196	1,838	2,568	4,043	4,480
ヨーロッパ	生産量	6,174	8,397	11,116	11,794	9,548	10,645	10,920
	輸入量	514	347	562	731	772	1,523	1,614
	輸出量	475	402	689	858	859	1,585	1,749
	（輸出/仕向量）	7.6	4.8	6.3	7.3	9.1	15.0	16.2
	国内消費仕向量	6,216	8,331	10,991	11,680	9,478	10,578	10,802

資料、(注)1、2とも第2表に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

含む鳥卵の集計値であるという点である。鶏卵の鳥卵に占める割合が高いことから、数値的傾向を鶏卵の数値的傾向と見てもそれほど大きな問題とはならないと考える。

13年の世界の総生産量が73.8百万トンであるなか、総輸出量は2.8百万トンにとどまっており、輸出量が国内消費仕向量に占める割合は3.8％となっている。したがって、生産量の大半が国内に仕向けられる構造にあることが確認できる。(注7)

世界の総輸出量2.8百万トンのうちヨーロッパ諸国の輸出量が1.7百万トンを占め、ヨーロッパ諸国の総輸出量が世界の62.8％を占めている。ヨーロッパ諸国の総輸出量にアジア諸国の輸出量である0.7百万トンを加えると世界の87.4％がこの２地域の国々による輸出であることが確認できる。

第３表に掲げた地域のうち、東アジアを除けば80年以降の輸出量は増加している。また、輸出が国内消費仕向量に占める割合は、少なくとも2000年以降は世界、ヨーロッパおよびアジアで伸びており、東アジアおよび東南アジアでは横ばいとなっている。

その東アジアと東南アジアの貿易量を確認しておく。東アジアは輸出量と比べ輸入量が多く、消費仕向量に占める輸出量の割合はとても低く、90年以降は１％を下回っている。一方、90年以降の東南アジアは輸出量が輸入量を上回り、消費仕向量に占める輸出量は２％台で推移している。

ヨーロッパの鳥卵消費仕向量に占める輸出の割合は16.2％（13年）と世界平均の3.8％を大きく上回っている。しかし、ヨーロッパ諸国の（への）鳥卵輸出先国（輸出国）およびその貿易水準は、FAOが提供する食料需給表では説明することができない。しかし、この段階でも、ヨーロッパにおける域内貿易が盛んであるという可能性を推察できる。それは、ヨーロッパの輸出入量に大きな差がなく、他の地域より同地域の輸出入量が多いことからである。

ここで第４表を確認する。第４表は、世界各国が鶏卵を輸出した先を地域別に集計したものである。(注8) 第３表との間で注意が必要なのは、第３表は重量を基準に集計した鳥卵の数値であり、本表は金額の集計値であり、かつ鶏卵に絞っているという点である。

まずはヨーロッパ諸国の鶏卵貿易について確認する。ヨーロッパ諸国は、1,402百万ドルを輸出しているが、総輸出額の90.8％となる1,273百万ドルが域内諸国への輸出となっている。

域内諸国間での貿易が中心となっているのはアフリカやアジアでも同様であり、これら地域においては域内で密接な貿易関係があることがわかる。

地域別に輸出入関係を確認すると、ヨーロッパではアジアに7.0％の鶏卵を輸出している。しかし、東南アジアと東アジアとの貿易額は少額であることがわかる。それは、輸出の中心がヨーロッパから距離的に近い西アジアが中心となっているためである。一方でヨーロッパは域外からほとんど輸入していないことが表から確認できる。(注9)

アフリカの貿易は域外への輸出がほとん

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第4表　地域別鶏卵貿易額

（単位　百万ドル、%）

		輸入										合計	域内輸出割合
		ヨーロッパ		アフリカ	アメリカ大陸		アジア				その他地域		
			うちEU			うちNAFTA		うち東南アジア	東アジア	うち日本			
輸出	ヨーロッパ	1,273	1,184	24	0	0	98	0	9	0	7	1,402	90.8
	うちEU	1,220	1,180	13	0	-	27	0	1	-	6	1,266	93.2
	アフリカ	0	0	3	0	-	0	0	-	-	0	3	95.8
	アメリカ大陸	0	0	0	54	47	42	0	32	1	3	100	54.1
	うちNAFTA	0	0	0	50	47	38	-	31	0	3	92	51.0
	アジア	0	0	2	0	0	651	96	168	0	0	654	99.5
	うち東南アジア	-	-	0	0	0	140	96	43	0	0	141	68.6
	東アジア	0	-	-	-	-	125	0	125	-	-	125	100.0
	うち日本	-	-	-	-	-	9	0	9	-	-	9	-
	その他地域	-	-	-	-	-	4	0	2	0	2	6	36.2

資料　UN Comtrade（19年5月4日アクセス）
（注）1　殻付鶏卵（HSコード040711、040721）の輸出国データ。
　　2　地域分類はFAO基準であり、かつ外務省の分類に同じ。
　　3　原則17年の数値。17年の数値がない場合各国最新貿易データを集計。品目分類は各国の報告による。

どなく、一方で域外からの輸入、特にヨーロッパ諸国からの輸入が多い。

アメリカ大陸は、アジアへの輸出が42.3%を占め、域内諸国への輸出が54.1%と他の地域と比べ低くなっている。

一方で、アジアは域内諸国への輸出が多く、その割合は99.5%となっている。ただし、輸入は他地域からもある。特にヨーロッパからの輸入が他地域からの輸入と比べ多いのが特徴的である。それは上述のように西アジアに供給されている。

最後に、第４表ではEU、NAFTAおよびほぼAECに該当する東南アジアの数値を集計した。これは、経済統合が進展している地域とその域内貿易との関係を見ようと考えたからである。詳しくはそれぞれの経済統合圏の状況を見る必要があるが、貿易額から殻付鶏卵を見た場合の結論は、経済協定が締結されるなどにより域内貿易の割合が高まるという傾向は、あまり見られなかったということである。

現時点におけるこの結果は、貿易の進展には、経済統合が進みつつあることよりも、財の性質がより大きな影響を与えている可能性を示唆している。しばしば論じられるように、鶏卵の消費が可能な期間は比較的長いものの、鶏卵は単価が低く、破卵の恐れがある。加えて、鶏卵は差別化の難しい財である。したがって、技術水準が異なり、それに伴って生産性が異なる場合でも、物流等の別の要因を考えれば比較的近距離で貿易が行われる性質を持つ財である可能性がある。（注10）

（注７）13年における世界の消費仕向量に占める輸

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

出量の割合として、例えば工芸作物では、コーヒーが129.1%、キャッサバが14.0%、果樹ではオレンジが40.0%、グレープフルーツが24.5%、穀類では小麦が29.2%、米が8.7%、畜産物では牛乳（全乳）が4.8%、豚肉が13.7%、鶏肉が15.6%となっている。

（注９） ヨーロッパ内のEUについて言及すれば、EUへの鶏卵の他地域からの輸入が少ないのは、EUへの輸出に際し、HACCPやアニマルウェルフェアに対応した鶏卵生産を求めているため、その基準を満たすことが困難であることが影響していると考えられる。

（注10） 現状、日本における鶏卵の地域間取引でも似た傾向がある。輸送費を考慮すると、鶏卵は遠距離の商取引には向かず、相互の利益にならないことが多い。したがって、遠距離の実需先へその近隣の業者を紹介することがある。また、現状は貿易よりもある国・地域を単位とした産業構造を見ることが、経済的接近方法として求められることかもしれない。例えば、飼料原料を荷受けする飼料工場のある近隣と消費地に隣接した地といずれが鶏卵生産における立地上の効率性が高いかといった問題は、経済分析の対象となるであろう。

2　貿易に関する若干の考察

ここでは貿易について若干の考察を行う。ある地域内における貿易構造がいかなるものかを知ることは意義のあることであろう。鶏卵の場合は貿易量が少なく、一見その構造を確認する意義は薄いように見えるが、貿易量が少ないことは今後の貿易進展の可能性の高さを示しており、一定程度の意義はあるとも考えられる。また一方で、鶏卵の国内生産量と国内消費量の値に大きな差

（注８） 熊倉（2011）では、UN Comtradeの説明、特徴およびデータ利用上の注意点が記載されており、輸出国からの報告データを使用するより輸入国からの報告データを利用することが推奨されている。輸入国側からの作表は次のとおりであり、数値には一定程度の違いがあり、特にアジアの域内貿易額は315百万ドルのかい離が生じている。

付表　地域別鶏卵貿易額（輸入国からの報告データより作成）

（単位　百万ドル、%）

		輸入									
		ヨーロッパ	うちEU	アフリカ	アメリカ大陸	うちNAFTA	アジア	うち東南アジア	東アジア	うち日本	その他地域
輸出	ヨーロッパ	1,286	1,248	7	-	-	76	-	14	1	0
	うちEU	1,240	1,239	7	-	-	6	-	6	1	0
	アフリカ	-	-	2	-	-	0	-	-	-	-
	アメリカ大陸	9	9	0	55	49	65	0	45	3	0
	うちNAFTA	9	9	0	49	49	43	0	43	1	0
	アジア	0	0	0	0	0	336	95	143	-	0
	うち東南アジア	-	-	-	-	-	129	95	34	-	-
	東アジア	0	0	0	-	-	109	0	109	-	0
	うち日本	-	-	-	-	-	10	0	10	-	-
	その他地域	1	1	0	0	-	6	2	4	-	0
合計		1,296	1,258	9	55	50	483	97	205	4	0
域内輸入割合		99.2	98.5	24.6	99.6	99.6	69.6	97.9	53.0	-	23.0

資料、（注）とも第4表に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

がないということは、ある国が近隣諸国に輸出した場合に鶏卵輸入国の需給バランスが崩れやすく、それに伴い卵価が下落することが考えられる。こうした例を想定すれば、主に各国の生産者にとって貿易構造を見ることは、少なからず意味を持つものと考えられる。

日本においては、既にTPP（Trans-Pacific Partnership）協定を結んでいる。協定締結前は、殻付鶏卵に17.0％の関税が課されていたが、協定発効時に関税率は２割引き下げられ、７年目から段階的に引き下げていき、13年目に撤廃されることが決まっている。貿易における障壁が引き下げられれば、上述のような需給バランスの崩れる例が生じる可能性が高まることが想定される。

一定地域内における貿易構造を確認するに際し、本稿では比較優位について考察する。比較優位とは、技術水準の違いを考慮し、ある国において技術が相対的に優れている財の生産を行い、それぞれが貿易（輸出）を行うことで利益を獲得できるという経済理論である。比較優位に関係する指標はいくつかあるが、本稿ではRCA（Revealed Comparative Advantage：顕示比較優位）を算出することにした。RCAとはBalassa（1965）が貿易構造を見る指標のひとつである比較優位を数値的に表現するために提示したものであり、比較優位を計測するにあたっては比較的利用の多い指標である。

加えて、本稿では一定地域内におけるRCAも算出した。首藤（2004）が言及しているように、Balassa（1965、1977）が提示した計算式を分解することでその値を計測することができ、いくつかの文献においてこの手法が利用されている。(注11)

計測された数値を見る際の基準は、数値が１より大きいか否かである。世界（域内）において「世界（域内）総貿易額に占める鶏卵の貿易額の割合」より「Ｘ国の総貿易額に占めるＸ国の鶏卵貿易額の割合」が高い（すなわちRCAの値が１より大きい）ことは、鶏卵という財への特化度合いが高いということから、比較優位の状態にあると見なしている。

本稿は、東アジアおよび東南アジアを中心に論じているので、これらを中心にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた19か国、２地域（香港およびマカオ）を対象とした。これらの国と地域は、RCEPにモンゴル、北朝鮮、東ティモールを加えたものに等しく、RCEP内における貿易構造の分析にも近い。(注12)

第５表は、RCAが計測可能な10か国１地域における算出結果である。(注13) 合計の数値が１を超えている場合は世界において、第１項の数値が１を超えている場合は対象地域内において比較優位の状態にあると見なすことができる。

合計欄の数値が１を超えているのは、マレーシアとニュージーランドである。そして、第１項の数値において１を超えているのは以上の２か国と中国およびタイである。したがって、マレーシアとニュージーランドは世界の中でも、東アジア、東南アジア

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5表　RCAの計算結果

			合計	第1項	第2項	第3項
			世界における RCA	域内における RCA	(注)3	(注)4
地域	東アジア	日本	0.067	0.492	0.266	0.509
		中国	0.244	2.263		0.406
		韓国	0.000	0.001		0.602
		香港	0.030	0.157		0.719
	東南アジア	タイ	0.605	3.541		0.641
		マレーシア	2.477	13.909		0.669
		シンガポール	0.014	0.075		0.710
		インドネシア	0.066	0.387		0.640
		ベトナム	0.000	0.001		0.514
	ほか	オーストラリア	0.132	0.711		0.695
		ニュージーランド	1.350	2.580		1.965

資料　筆者作成
(注) 1　第4表の(注)1～3に同じ。
2　本文(注13)に同じ。
3　第2項は、「世界貿易額に占める卵のシェア」に対する「対象地域貿易額に占める卵のシェア」を表す数値であり、対象地域共通の数値が算出される。
4　第3項は、「対象地域内におけるある国の貿易額に占める卵のシェア」に対する「世界におけるある国の貿易額に占める卵のシェア」を表す。

およびインド、オーストラリア、ニュージーランドという国々の間でも、鶏卵において比較優位の状態にあると言え、中国およびタイは域内においてのみ比較優位にあると言える。(注14)

これらの４か国は全て第１項の数値が合計の数値より大きい。そして、これら４か国のみならず、計測可能であった全ての国と地域において同様の傾向にあった。このような結果が算出される要因としてはいくつかあるが、対象地域諸国の場合は鶏卵輸出の多くが域内であるということが影響している。すなわち、東アジアおよび東南アジアを中心とした19か国と２地域に属す各国の鶏卵貿易の相手先は、ほぼこの地域内の国であると言うことができる。

一例として、日本も第１項の数値が合計より大きい。日本の貿易相手はほぼ香港であり、対象地域内向けのみに鶏卵を輸出しているため、このような結果が生じるのである。

(注11) RCAは以下の式で求められる。

$$RCA^{i}_{j-w} = (x^{i}_{j-w}/x_{j-w})/(x^{i}_{w}/x_{w})$$
$$= [(x^{i}_{j-A}/x_{j-A})/(x^{i}_{A}/x_{A})]\cdot[(x^{i}_{A}/x_{A})/(x^{i}_{w}/x_{w})]\cdot[(x^{i}_{j-w}/x_{j-w})/(x^{i}_{j-A}/x_{j-A})]$$

（xは貿易額、iは財、jは国、wは世界、Aは対象とする地域）
左辺が世界におけるRCAであり、右辺の３つの項のうち第１項が対象とする地域におけるRCAである。

(注12) 18年11月のシンガポールにおけるRCEPの会合では、互恵的な経済連携協定を達成することを確認し、19年に妥結する決意を表明している。

(注13) 統計が取得できない国（北朝鮮）と統計上輸出のない国（モンゴル、ブルネイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー、東ティモール、マカオ）は、RCAを計測できない。また、フィリピンおよびインドは域内への輸出がなく、域内におけるRCAを計測できない。

(注14) RCA上、比較優位の状態にある国の生産性が実際に高いか否かについては研究課題の候補となると考える。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

おわりに

本稿では、東アジアおよび東南アジアを中心に、統計を用いながら生産、消費および輸出入といった需給の基礎的情報を提供してきた。そして、需給を取り扱ったことから貿易構造について若干の考察を行った。

同地域の生産量と１人当たり消費量の伸びは大きく、同地域は生産と消費をけん引してきた地域である。この２つの地域を含むアジアの存在感は増す一方である。

また、貿易については、国内生産・国内消費が中心となっていることから、国際的な分業がなされている状況とは程遠いが、ヨーロッパでは比較的国境を越えた鶏卵のやり取りがある。世界的には貿易が緩慢な鶏卵であるが、ヨーロッパのように域内貿易が進展する地域も今後出現するかもしれない。

貿易構造については東アジアおよび東南アジアを中心とした地域におけるRCAを計算した。その結果、世界および対象地域内において比較優位の状態にある国がそれぞれ２か国と４か国存在した。鶏卵の貿易は生産から見れば小規模であるが、今後の貿易の進展を考慮すれば貿易構造を見る意義は増していくであろう。

これまで、鶏卵という個別品目に絞った世界的な動向が示される機会は少なかったが、畜産物の重要性が増すとともに、鶏卵という個別品目の動向に注目していくことも少なからず必要であるように思われ、その際、東アジアおよび東南アジアを中心としたアジアに注目する意義は十分にあると考える。

＜参考文献＞

・Balassa, B.（1965）“Trade Liberalisation and ‘Revealed’ Comparative Advantage,” *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol.33, No.2, pp.99-123.
・Balassa, B.（1977）“ ‘Revealed’ Comparative Advantage Revisited: An Analysis of Relative Export Shares of the Industrial Countries, 1953-1971,” *Manchester School of Economic and Social Studie*s, Vol.45, No.4, pp.327-344.
・EC（2018）*EU Agricultural Outlook for Markets and Income 2018-2030*, European Commission, DG Agriculture and Rural Development, Brussels.
・OECD/FAO（2018）*OECD-FAO Agricultural Outlook 2018-2027*, OECD Publishing, Paris/ Food and Agriculture Organization of the United Nations, Rome.
・Windhorst, H.W.（2009）“Recent Patterns of Egg Production and Trade: A Status Report on a Regional Basis,” *World’s Poultry Science Journal*, Vol.65, No.4, pp.685-708.

・熊倉正修（2011）「Comtradeデータの特徴と使用上の留意点」野田容助・木下宗七・黒子正人編『国際貿易データを基礎とした貿易指数と国際比較・分析（調査研究報告書）』アジア経済研究所、23～46頁
・首藤久人（2004）「東アジア農産物市場における顕示域内比較優位の計測」『筑波大学農林社会経済研究』21号、１～23頁
・農林水産省農林水産政策研究所（2019）「平成30年度 2028年における世界の食料需給見通し――世界食料需給モデルによる予測結果――」

（わかばやし　たかし）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

本棚

藤田研二郎　著

『環境ガバナンスとNGOの社会学 ──生物多様性政策におけるパートナーシップの展開──』

本書は、日本の環境政策において行政とNGOとの協働・パートナーシップが受容、実行され、制度化されてきたにもかかわらず、生物多様性問題の解決にはほど遠いという現状認識から、協働の内実を検討し政策効果をあげるために何が必要かを論じるものである。環境社会学において、行政とNGOの協働の必要性が論じられ歓迎されてきたが、両者協働のありようを大局的観点から論じた研究はわずかである。ゆえに本書は「環境問題の解決策として提起されてきた協働がすでに実行に移されているにもかかわらず、現実の環境問題解決が進んでいないとすればなぜか」（本書15頁）との問いを掲げ、協働の形成条件や選択性、その帰結を批判的に検証することを目論む。市民セクター参加への一般的な肯定的評価に一石を投じつつ、既存研究の見解とも一線を画す、いわば「二面戦争」の試みを通じて社会学の醍醐味を味わえる著作である。

各章の概略は以下のとおりである。上記の問題認識と意図を述べる序章に続く第１部第１章では、財源・マンパワー不足を補う存在として市民セクターを見出した行政が、2000年代以降、政策の実施・決定過程にまでNGOの参画を期待するに至る過程が検証される。第２章では、社会運動論の戦略的連携論を適用して行政・NGOの連携条件が仮説的に説明され、既存研究に基づき、NGOが①行政や企業の行動転換を目指す「他者変革性の発揮」、②行政との連携により自主的事業を失う「行政の下請け化」が分析の焦点となることが述べられる。

第２部の第３章では、「組織フレーム」（社会運動論の概念で、組織の認識や行動の枠組みを指す）を異にし対立していたNGOと漁業者団体が、前者のフレームが漁業者に駆除責任を求める「他者実施型」から自ら駆除に携わる「NGO事業型」に変化したことで連携に至る過程が分析される。第４章では、バス類の駆除を行う地域NGOの歴史と活動をたどりつつ、防除体制が常に不十分な国がNGOにただ期待する状況が明らかにされる。第３部では、生物多様性条約第10回締約国会議に向けた政策提言を展開したNGOのネットワークの連携（第５章）、政策決定過程におけるNGOと行政との連携（第６章）、及び政策実施体制構築におけるNGOの役割（第７章）が分析される。

終章では、行政とNGOの連携形成条件や選択性を復習したうえで、既存研究の見解に反し、環境政策における両者の連携がNGOによる「他者変革性の発揮」を導くのでも、独自の事業展開が阻害される「行政の下請け化」を招くのでもないことが示される。むしろ問題は、環境政策において行政によるNGOへの「実施体制の丸投げ」が定常化している点であると指摘される。結果として、生物多様性保全政策の成果が不十分な中、市民セクターとの協働は担保しつつも、NGOに政策実施体制の維持一切を期待するのではなく、政府や産業セクターが独自の環境保全事業を展開する必要性が論じられる。

評者は、個人的経歴や研究経験から生物多様性保全政策や「ガバナンス」に関心を

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

抱き、本書を興味深く読んだ。私情を交えることになるが、そうした経緯をふまえ、本書の読者に特に訴えたい点が３つある。

１点目は、本書の題材でもある「外来生物法」の主務官庁の一つ農林水産省にかつて勤務し同法の制定過程を垣間見た私的経験をふまえた、日本における生物多様性保全の複雑さや難しさである。そもそも生物多様性の被害の明確な把握は難しく、たとえばバス類による被害が特定された例は少ない（本書80頁脚注や103頁参照）。バス類でも一部漁業権が認められているように、外来生物が在来生態系に影響しても人間への便益が認識されれば問題化しないこともある。政策決定にはある種の恣意性や偶発性がともない、特定外来生物指定対象はおおむね明治以降の移入種のみとされ、バス類の特定外来生物指定（2005年）は当時の小池環境大臣の「鶴の一声」がきっかけだった（本書91頁）。環境省が実施体制の確保に苦慮するのは、元々同省には「手足（＝現場の実働部隊）」がほとんどないがゆえである。かつての一当事者として、本書が生物多様性保全の困難さの理解や再認識につながることを期待したい。

２点目は、社会学者として本書を評すると見えてくる分析の堅牢さである。国内の環境社会学や市民運動論の既存研究の動向を適確にまとめ（序章や第１章）、社会運動論の枢要な理論枠組み「フレーム分析」を用いて分析視角を構築し（第２章）、本書全体に適用する。インタビューや質問票に比べて知名度は低いが、方法論としては重要度の高い文献資料分析を駆使し、行政文書等に刻印された言説を丹念に探る（第１章や第３部など）。系統的な分析から縁遠いと思われがちな質的データを、質的比較分析手法により客観性と説得力をもって検証する（第７章）。こうした堅固な理論枠組みや手法を用いた本書は、大学院生や成長途上の社会学者にとって優れた手本となろう。

３点目は、本書のタイトルにもある「ガバナンス」概念の重要性である。本書は、「環境ガバナンス」を政府（ガバメント）だけでなく多様な市民セクターの関与による環境問題の解決志向とする定義を紹介したうえで、ミシェル・フーコーのガバメンタリティ（統治性）論に引きつけて捉え直す。すなわち、行政と市民セクターの協働を無思慮に歓迎せず、広範な社会セクターへの市場原理の導入や、それに適応し自主・自律的に統治に従う主体の形成、育成・管理といった新自由主義的統治の流れに位置づけて検証する。そこから見えてくるのは、NGO等の市民主体が自発的に生物多様性保全政策に丸抱え的に関わり、行政もそれに期待するという図式が環境白書や一般メディアにおける肯定的な言説を通じて強化され、さらに主体の動員を促す環境ガバナンスの構図である。評者自身、農業セクターにおける同様の構図について論じた経験（坂本（2017））から、多方面に浸透する新自由主義的統治について、本書が環境政策の検証から新たな批判的論考を加えたことに感謝したい。

＜参考文献＞

・坂本清彦（2017）「先進的農業経営体と地域農業・社会 ――新自由主義的ガバメンタリティを視点とした社会学的接近（次世代型農業のゆくえ：2017年度大会討論会報告）――」『農業経済研究』89（2）、106～118頁

――ナカニシヤ出版　2019年3月
定価3,600円（税別）244頁――

（龍谷大学社会学部 准教授
坂本清彦・さかもと きよひこ**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(51)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(51)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(51)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(52)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(52)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(52)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(54)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(54)
9. 金融機関別預貯金残高　……(55)
10. 金融機関別貸出金残高　……(56)

〈特別掲載（2019年３月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(57)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(58)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(59)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(60)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2014. 5	**49,987,138**	**3,968,643**	**24,585,188**	**7,281,816**	**49,732,035**	**16,450,589**	**5,076,529**	**78,540,969**
2015. 5	**54,040,572**	**3,501,545**	**33,895,685**	**8,070,503**	**58,774,342**	**18,850,739**	**5,742,218**	**91,437,802**
2016. 5	**59,886,701**	**3,014,061**	**29,962,479**	**17,190,174**	**56,074,942**	**14,815,349**	**4,782,776**	**92,863,241**
2017. 5	**62,667,060**	**2,314,936**	**37,671,893**	**25,564,752**	**57,055,532**	**10,149,598**	**9,884,007**	**102,653,889**
2018. 5	**66,006,531**	**1,687,489**	**34,499,724**	**26,573,588**	**51,871,264**	**10,640,995**	**13,107,897**	**102,193,744**
2018. 12	66,311,414	1,386,802	32,855,170	22,187,998	52,131,324	14,730,399	11,503,665	100,553,386
2019. 1	66,089,877	1,343,614	32,226,696	18,794,413	52,094,985	15,553,697	13,217,092	99,660,187
2	66,161,053	1,300,496	33,387,447	19,998,615	53,279,889	16,313,300	11,257,192	100,848,996
3	66,470,201	1,262,239	34,314,079	18,388,352	55,691,300	17,103,794	10,863,073	102,046,519
4	66,618,380	1,216,448	34,585,391	20,792,778	52,961,251	17,528,224	11,137,966	102,420,219
5	65,647,431	1,171,359	33,644,245	20,146,865	52,816,139	16,934,078	10,565,953	100,463,035

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年5月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,217,018	-	2,862,672	89	4,176	-	58,083,955
水産団体	1,889,962	404	131,778	1	59	-	2,022,205
森林団体	1,945	-	4,310	1	206	-	6,461
その他会員	1,969	-	14,378	-	-	-	16,346
会員計	57,110,893	404	3,013,138	91	4,441	-	60,128,968
会員以外の者計	486,659	24,042	348,116	87,674	4,553,420	18,553	5,518,464
合計	**57,597,552**	**24,446**	**3,361,254**	**87,765**	**4,557,861**	**18,553**	**65,647,431**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。　2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計　362,948百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年5月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,752,541	107,536	51,103	-	1,911,180
	開拓団体	4	8	-	-	12
	水産団体	36,312	3,221	10,099	20	49,652
	森林団体	2,288	1,424	2,733	5	6,450
	その他会員	-	600	20	-	620
	会員小計	1,791,145	112,789	63,955	25	1,967,914
	その他系統団体等小計	126,584	10,420	44,162	-	181,166
	計	1,917,729	123,209	108,117	25	2,149,080
関連産業		3,791,014	31,743	885,156	2,181	4,710,094
その他		9,877,905	1,923	195,076	-	10,074,904
合計		**15,586,648**	**156,875**	**1,188,349**	**2,206**	**16,934,078**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2018. 12	8,252,867	58,058,547	66,311,414	32,880	1,386,802
2019. 1	8,053,621	58,036,256	66,089,877	-	1,343,614
2	8,007,492	58,153,561	66,161,053	22,980	1,300,496
3	8,329,909	58,140,292	66,470,201	32,980	1,262,239
4	8,723,296	57,895,084	66,618,380	10,000	1,216,448
5	8,034,573	57,612,858	65,647,431	22,980	1,171,359
2018. 5	8,829,373	57,177,158	66,006,531	-	1,687,489

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2018. 12	87,736	22,100,262	52,131,324	10,567,775	7,105	-	159,700
2019. 1	74,829	18,719,584	52,094,985	10,472,635	8,659	-	158,089
2	94,453	19,904,162	53,279,889	10,472,635	9,298	-	159,683
3	92,077	18,296,275	55,691,300	10,558,008	8,560	-	149,980
4	40,894	20,751,884	52,961,251	10,327,623	8,826	-	163,920
5	108,471	20,038,393	52,816,139	10,426,160	9,302	-	156,875
2018. 5	82,703	26,490,884	51,871,264	11,148,687	8,524	-	159,902

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2018. 12	67,516,333	65,998,348	1,322,000	2,188,482	1,976,207
2019. 1	66,969,652	65,768,607	1,326,480	2,188,482	1,976,207
2	66,929,062	65,594,346	1,274,970	2,188,482	1,976,207
3	66,443,587	65,162,076	991,577	2,171,588	2,073,114
4	66,731,505	65,532,180	972,754	2,162,748	2,080,033
5	66,540,141	65,474,035	1,046,990	2,162,748	2,080,033
2018. 5	65,337,928	64,311,001	1,336,468	1,805,226	1,970,726

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2018. 11	35,714,403	68,205,607	103,920,010	622,694	516,191
12	36,315,794	68,405,848	104,721,642	627,216	530,456
2019. 1	35,866,510	68,214,974	104,081,484	629,732	539,917
2	36,458,689	67,633,691	104,092,380	623,869	539,907
3	36,607,651	66,616,819	103,224,470	648,664	561,033
4	37,097,411	66,614,422	103,711,833	652,781	564,194
2018. 4	34,964,758	66,931,276	101,896,034	622,468	469,224

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	2,816,556	3,480,488	26,525,246	100,553,386
-	2,233,913	3,480,488	26,512,295	99,660,187
-	1,933,015	3,480,488	27,950,964	100,848,996
-	1,048,091	4,040,198	29,192,810	102,046,519
150,000	1,659,836	4,040,198	28,725,357	102,420,219
50,000	1,702,655	4,040,198	27,828,412	100,463,035
-	2,042,881	3,480,488	28,976,355	102,193,744

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
13,307,992	1,260,831	1,874	14,730,399	610,000	10,886,560	100,553,386
14,165,186	1,228,761	1,660	15,553,697	1,200,896	12,007,537	99,660,187
14,931,149	1,220,675	1,791	16,313,300	962,180	10,285,714	100,848,996
15,750,449	1,200,746	2,616	17,103,794	44,368	10,810,145	102,046,519
16,187,804	1,173,630	2,869	17,528,224	78,288	11,050,852	102,420,219
15,586,647	1,188,348	2,206	16,934,078	862,129	9,694,523	100,463,035
9,362,731	1,116,342	2,018	10,640,995	1,130,000	11,969,374	102,193,744

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
87,896	45,716,650	45,667,468	79,746	1,029,248	18,489,656	7,870,280	1,967,259
71,858	45,093,650	45,039,634	55,000	1,050,673	18,720,874	7,889,721	1,971,470
66,668	44,914,698	44,860,612	50,000	1,069,551	18,871,448	7,893,454	1,973,104
77,447	43,972,875	43,919,459	50,000	1,079,284	＊ 19,799,501	7,761,087	1,784,262
88,901	44,480,243	44,431,204	75,000	1,083,894	18,253,656	7,693,138	1,776,962
74,783	44,373,821	44,313,832	50,000	1,119,912	18,337,701	7,665,909	1,766,583
63,209	44,230,732	44,177,045	30,000	928,353	17,716,178	7,333,876	1,836,612

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
431,827	78,888,237	78,615,752	4,091,981	1,620,845	21,842,254	152,456	648
457,267	79,870,352	79,510,736	3,994,370	1,530,797	21,797,735	149,852	648
440,839	79,071,563	78,807,877	3,984,428	1,514,028	21,792,328	149,593	636
421,397	79,187,702	78,922,380	3,969,633	1,498,721	21,830,708	153,126	629
418,841	78,609,477	78,349,161	3,937,020	1,481,742	21,772,526	155,578	628
519,586	78,972,929	78,719,414	3,878,191	1,438,144	21,723,137	155,158	613
420,104	77,440,515	77,201,007	3,863,094	1,522,396	21,672,687	162,138	648

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019．2	2,490,048	1,763,738	36,267	55,942	16,990	2,010,266	1,990,470	83,428	454,729
3	2,435,993	1,692,920	39,767	55,942	18,277	1,951,341	1,929,330	84,413	443,775
4	2,444,419	1,728,966	40,066	56,447	16,319	1,966,539	1,946,553	78,781	443,081
5	2,403,951	1,691,943	40,066	55,946	17,611	1,926,237	1,907,916	78,808	447,584
2018．5	2,439,160	1,718,367	30,368	55,571	16,990	1,955,917	1,935,520	78,074	462,575

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2018．12	785,941	430,136	77,121	56,180	99,053	5,374	790,488	781,590	400	138,227	5,895	76
2019．1	782,285	427,621	74,691	53,712	99,039	6,544	789,916	782,197	-	136,534	5,854	76
2	781,201	427,130	73,838	52,856	99,034	6,255	787,739	780,505	-	135,405	5,808	76
3	778,365	425,220	73,996	54,436	98,628	5,755	784,613	776,400	-	135,322	5,784	76
2018．3	777,891	424,945	78,877	58,063	106,014	5,541	786,228	777,805	400	141,816	6,699	77

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**959,187**	**597,361**	**3,235,087**	**2,482,863**	**642,280**	**1,347,476**	**195,607**
	2017. 3	**984,244**	**622,288**	**3,433,657**	**2,543,180**	**657,873**	**1,379,128**	**199,392**
	2018. 3	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2018. 5	1,017,212	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338
	6	1,032,930	665,110	3,625,978	2,656,147	655,141	1,434,210	205,749
	7	1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194
	8	1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939
	9	1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812
	10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130
	11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
	12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
	2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
	2	1,040,924	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
	3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
	4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
	5	P 1,034,224	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**2.4**	**2.8**	**5.5**	**2.1**	**1.5**	**2.1**	**1.8**
	2017. 3	**2.6**	**4.2**	**6.1**	**2.4**	**2.4**	**2.3**	**1.9**
	2018. 3	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2018. 5	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7
	6	2.8	4.0	4.9	3.6	△1.5	2.2	1.9
	7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8
	8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8
	9	2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8
	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6
	11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6
	2	2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7
	3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8
	5	P 1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	…

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2016. 3**	**206,362**	**51,472**	**1,853,179**	**1,846,204**	**487,054**	**673,202**	**102,887**
	2017. 3	**203,821**	**52,646**	**1,846,555**	**1,918,890**	**502,652**	**691,675**	**106,382**
	2018. 3	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2018. 5	204,892	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384
	6	205,223	55,688	1,898,073	2,021,311	503,165	707,374	111,095
	7	205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222
	8	205,876	56,520	1,883,718	2,031,859	503,165	707,804	111,527
	9	205,990	57,106	1,908,465	2,043,686	508,342	714,564	112,719
	10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404
	11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
	12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
	2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
	3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
	5	P 208,886	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	…
前年同月比増減率	**2016. 3**	**△1.7**	**△1.2**	**1.3**	**3.5**	**3.5**	**2.3**	**2.8**
	2017. 3	**△1.2**	**2.3**	**△0.4**	**3.9**	**3.2**	**2.7**	**3.4**
	2018. 3	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2018. 5	0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1
	6	0.4	7.7	4.5	5.0	0.3	2.4	4.4
	7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1
	8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1
	9	0.7	7.8	5.3	4.7	△0.2	1.7	4.0
	10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9
	11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
	12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
	2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
	2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
	3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
	5	P 1.9	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	…

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2019年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,977,202	96,273	1,871,047	1,867,443	805,540	648,773
岩手	821,824	23,464	578,046	577,855	128,660	161,134
茨城	1,516,494	25,549	1,003,445	1,001,400	449,875	202,543
埼玉	3,291,879	139,440	2,337,530	2,335,868	691,455	366,904
東京	2,816,465	104,222	1,727,993	1,727,962	998,927	327,235
神奈川	4,597,793	199,839	3,142,525	3,142,038	1,522,244	552,521
山梨	562,863	21,179	435,714	435,142	82,501	64,740
長野	2,698,976	59,837	1,365,797	1,365,582	1,090,350	388,258
新潟	1,734,031	56,296	1,048,127	1,048,076	527,040	249,987
石川	978,975	33,047	715,046	715,034	183,655	135,316
福井	767,326	23,373	533,585	533,565	206,381	82,654
岐阜	2,613,409	72,118	1,928,276	1,927,871	664,364	203,524
静岡	3,960,774	111,303	2,864,979	2,864,808	888,135	442,772
愛知	7,813,139	209,402	4,355,499	4,355,499	3,178,826	544,777
三重	1,983,841	68,752	1,149,349	1,148,855	734,994	220,099
滋賀	1,381,778	34,697	1,039,848	1,008,940	351,130	127,181
京都	1,227,060	32,681	959,688	959,545	233,898	101,501
大阪	4,341,701	140,690	3,372,074	3,372,045	1,117,642	685,462
兵庫	4,986,520	182,252	3,077,245	3,076,851	1,772,866	976,733
和歌山	1,429,202	52,883	1,077,559	1,077,547	261,434	132,367
鳥取	395,054	8,466	276,061	275,671	101,940	30,371
広島	2,353,121	80,200	1,749,834	1,749,552	587,708	76,250
山口	967,943	35,542	749,807	749,770	193,823	87,930
徳島	790,122	32,546	558,054	557,770	234,875	35,833
香川	1,674,481	28,418	803,507	803,304	846,652	43,253
愛媛	1,619,918	43,010	1,015,034	1,007,816	590,552	91,798
高知	855,400	19,871	584,647	584,642	170,144	100,034
福岡	2,177,313	32,382	1,522,362	1,522,088	560,148	210,136
佐賀	737,353	28,129	479,673	479,550	157,589	129,046
大分	503,328	15,510	310,042	309,909	153,602	58,368
宮崎	667,251	20,893	417,065	416,984	167,626	119,106
鹿児島	1,201,051	39,662	923,417	920,477	144,925	164,481
合計	**66,443,587**	**2,071,926**	**43,972,875**	**43,919,459**	**19,799,501**	**7,761,087**
一連合会当たり平均	2,076,362	64,748	1,374,152	1,372,483	618,734	242,534

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
（奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2019年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(3,522,680)	(150,704)	(2,825,894)	(2,811,830)	(12,068)	(819,567)	(109)
青森	575,878	4,734	399,843	399,085	17,358	123,049	10
岩手	1,064,078	12,457	786,209	781,305	43,899	216,791	7
宮城	1,290,425	17,213	868,471	864,199	58,978	347,667	14
秋田	832,553	5,746	548,001	546,041	37,670	187,093	13
山形	1,025,777	1,494	660,221	657,780	50,594	263,186	15
福島	1,865,750	16,690	1,382,596	1,381,052	41,099	427,937	5
（東北計）	(6,654,461)	(58,334)	(4,645,341)	(4,629,462)	(249,598)	(1,565,723)	(64)
茨城	1,815,717	13,730	1,465,950	1,459,132	61,729	309,508	17
栃木	1,744,161	10,222	1,348,044	1,344,010	92,596	292,830	10
群馬	1,610,335	1,160	1,317,943	1,315,058	28,395	254,141	15
（北関東計）	(5,170,213)	(25,112)	(4,131,937)	(4,118,200)	(182,720)	(856,479)	(42)
埼玉	4,389,157	3,758	3,165,824	3,160,770	164,681	1,120,857	16
千葉	2,705,056	3,556	1,919,434	1,916,996	105,127	697,445	19
東京	3,863,105	73,232	2,787,873	2,773,873	166,331	1,131,065	14
神奈川	6,656,478	92,224	4,544,416	4,504,252	405,467	1,972,675	13
（南関東計）	(17,613,796)	(172,770)	(12,417,547)	(12,355,891)	(841,606)	(4,922,042)	(62)
山梨	717,575	150	542,875	541,444	24,065	139,007	8
長野	3,166,923	6,456	2,476,583	2,472,940	54,599	678,631	16
（東山計）	(3,884,498)	(6,606)	(3,019,458)	(3,014,384)	(78,664)	(817,638)	(24)
新潟	2,248,721	7,156	1,669,425	1,667,729	92,623	489,224	23
富山	1,419,916	514	1,167,562	1,167,337	39,665	190,036	15
石川	1,277,493	1,376	959,893	956,772	51,127	311,335	17
福井	927,267	1,085	752,772	748,016	13,778	159,979	11
（北陸計）	(5,873,397)	(10,131)	(4,549,652)	(4,539,854)	(197,193)	(1,150,574)	(66)
岐阜	3,279,154	353	2,547,300	2,547,016	189,859	611,639	7
静岡	5,383,731	6,828	3,935,971	3,908,153	299,753	1,287,728	18
愛知	9,164,761	63,280	7,611,447	7,610,965	332,534	1,620,245	20
三重	2,553,363	1,286	1,951,609	1,940,787	215,259	394,936	11
（東海計）	(20,381,009)	(71,747)	(16,046,327)	(16,006,921)	(1,037,405)	(3,914,548)	(56)
滋賀	1,706,111	275	1,359,803	1,357,509	129,532	235,107	16
京都	1,427,895	17,676	1,195,655	1,192,189	46,582	230,098	5
大阪	4,986,040	27,743	4,230,744	4,216,212	163,607	619,278	14
兵庫	5,886,445	2,546	4,683,459	4,682,970	69,220	1,165,963	14
奈良	1,507,211	225	1,027,021	1,007,953	167,528	313,454	1
和歌山	1,699,789	985	1,383,007	1,379,959	51,892	228,715	8
（近畿計）	(17,213,491)	(49,450)	(13,879,689)	(13,836,792)	(628,361)	(2,792,615)	(58)
鳥取	527,264	7,457	392,256	391,796	12,266	101,659	3
島根	977,671	2,409	522,001	521,293	147,728	298,858	1
（山陰計）	(1,504,935)	(9,866)	(914,257)	(913,089)	(159,994)	(400,517)	(4)
岡山	1,853,394	5,461	1,361,891	1,348,723	55,691	421,053	9
広島	2,930,804	378	2,326,198	2,325,940	43,148	560,676	13
山口	1,252,219	589	940,636	935,465	46,807	259,476	12
（山陽計）	(6,036,417)	(6,428)	(4,628,725)	(4,610,128)	(145,646)	(1,241,205)	(34)
徳島	918,423	3,026	778,152	771,660	21,650	108,613	15
香川	1,824,386	2,818	1,662,216	1,661,637	-	184,654	1
愛媛	2,009,493	3,714	1,591,899	1,591,760	78,798	326,595	12
高知	951,014	332	798,038	797,676	26,185	129,036	4
（四国計）	(5,703,316)	(9,890)	(4,830,305)	(4,822,733)	(126,633)	(748,898)	(32)
福岡	3,003,409	4,604	2,155,189	2,146,653	76,403	842,143	20
佐賀	997,506	17,473	673,425	671,932	61,378	243,107	4
長崎	707,060	1,483	491,267	489,976	11,012	168,876	7
熊本	1,161,063	26,011	775,696	769,547	44,037	313,986	14
大分	682,102	1,771	475,187	475,014	8,270	184,779	5
（北九州計）	(6,551,140)	(51,342)	(4,570,764)	(4,553,122)	(201,100)	(1,752,891)	(50)
宮崎	835,697	21,143	572,861	564,213	42,681	214,163	13
鹿児島	1,400,704	2,829	1,048,495	1,044,853	6,114	286,685	13
（南九州計）	(2,236,401)	(23,972)	(1,621,356)	(1,609,066)	(48,795)	(500,848)	(26)
（沖縄）	(878,716)	(2,312)	(528,225)	(527,689)	(27,237)	(288,981)	(1)
合計	**103,224,470**	**648,664**	**78,609,477**	**78,349,161**	**3,937,020**	**21,772,526**	**628**
一組合当たり平均（単位千円）	164,370,175	1,032,904	125,174,326	124,759,811	6,269,140	34,669,627	-

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2019年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	661,277	10,015	532,760	532,419	104,666
青森	60,013	1,767	47,333	46,641	7,865
岩手	148,788	3,084	130,308	129,271	19,782
福島	22,474	876	21,210	20,992	1,265
茨城	26,315	697	22,072	21,718	4,050
千葉	63,660	2,314	51,917	49,909	6,549
東京	10,548	165	9,710	9,696	867
新潟	26,902	874	22,116	21,853	2,804
富山	34,367	567	30,748	30,389	2,913
石川	47,981	1,239	39,309	38,637	6,750
福井	39,300	997	30,669	29,986	7,820
静岡	121,541	6,826	98,835	96,673	27,149
愛知	78,186	2,134	59,949	58,003	13,277
三重	96,782	3,331	75,539	75,349	21,932
京都	46,467	666	38,468	37,779	7,043
なぎさ	140,537	2,772	113,351	110,477	24,051
鳥取	23,972	806	19,989	19,726	3,760
広島	108,122	1,201	76,972	75,036	23,521
徳島	31,813	503	29,676	29,459	2,038
香川	56,480	3,112	51,964	51,918	5,257
愛媛	87,823	1,538	60,717	58,739	29,414
高知	38,262	1,899	26,311	26,007	11,349
福岡	68,782	659	62,713	62,380	6,323
佐賀	116,151	1,302	83,403	83,370	32,648
長崎	125,762	1,953	103,933	103,656	21,780
宮崎	40,099	991	30,630	29,883	11,132
鹿児島	67,365	3,157	40,693	39,630	30,244
沖縄	46,224	497	40,046	39,734	7,526
合計	**2,435,993**	**55,942**	**1,951,341**	**1,929,330**	**443,775**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2019年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	信用貸出金	報告組合数
北海道	541,598	72,649	83,934	592,902	590,283	98,323	68
宮城	87,946	490	3,851	73,691	72,822	12,720	1
山形	5,161	-	603	3,978	3,834	627	1
福島	9,320	20	940	11,228	10,237	4	2
島根	41,184	319	3,028	36,060	35,049	4,445	1
山口	59,329	300	4,046	42,489	41,763	12,449	1
熊本	8,081	218	647	6,475	5,180	1,318	1
大分	25,746	-	1,579	17,790	17,232	5,436	1
合計	**778,365**	**73,996**	**98,628**	**784,613**	**776,400**	**135,322**	**76**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2019年７月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年8月号第72巻第8号〈通巻882号〉8月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/